

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
第7回電力システム改革の検証を踏まえた  
制度設計ワーキンググループ

日時 令和7年11月28日（金）11：00～13：54

場所 オンライン会議

## 1. 開会

### ○小柳電力産業・市場室長

定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループを開催します。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき誠にありがとうございます。本日のワーキンググループについても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っております。松村委員については途中退席と伺っております。また本日ご出席の委員は、定足数を満たしております。

それでは、以降の議事進行は、山内座長にお願いいたします。

### ○山内座長

はい、山内でございます。よろしくお願ひいたします。今日の議事ですけれども、お手元の議事次第、(1)～(6)までありますて、まず供給力確保に向けた方策、それから電力ネットワークの次世代化、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方、中長期取引市場の整備、小売電気事業者による安定的な事業実施の確保、経過措置料金の解除に係る課題ということになっております。

それで、事務局の都合で進行をまず5番、6番の議題から先にさせていただこうかと思っております。5番が今言いましたように小売電気事業者による安定的な事業実施の確保、それから6番が経過措置料金の解除に係る課題、これについて資料の7と8、小柳室長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 2. 議題

- (5) 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保について（検討事項5）
- (6) 経過措置料金の解除に係る課題等の整理（検討事項7）

## ○小柳電力産業・市場室長

はい、電力産業・市場室長の小柳です。よろしくお願ひいたします。事務局の都合で申し訳ありませんが、資料7、8から先にやらせていただきます。

資料7、1ページ目をご覧ください。これは検討事項5として掲げておりました小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方という中で、供給実績が確認できない小売事業者の扱いをどうするかといったような話であるとか、蓄電池のような最終需要ではない間接需要といっていますけれども、間接需要に対する供給に関して電気事業法上の位置付け等をどういうふうに整理するかといったようなことを課題として掲げていましたので、この議論をしていただきたいということでございます。

下に書いております1番が休眠事業者への対応について、2番が蓄電池等への供給の法令上の解釈について、これに関連して一括受電といっていますけれども、一括受電の在り方についても少し議論いただきたいということでございます。

4ページまで進んでいただきまして、休眠事業者の関係でございます。今、小売電気事業として登録されている者は700者を超えていたりする状況ということですけれども、実際には電気の供給実績がない小売電気事業者、休眠事業者といいますが、約3分の1存在するということでございます。

こうした休眠事業者について不正行為が発生しているということもあり、電気事業の健全な発達を阻害することになることもありますので、早急の対応が必要ではないかということで考えております。

また、さまざま報告もしていただくことになりますので、行政であるとか広域的運営推進機関のコストの観点からも、登録されている者と実際に電気を供給している者が一致していることが望ましいのではないかと考えております。

5ページですけれども、休眠事業者についてこういった対応の方向性ということですが、休眠事業者について登録を取り消すことができるような制度措置を検討してはどうかというふうなことを考えております。

例えば、他法令の運用も参考にしながらではありますけれども、小売電気事業者が正当な理由がないにもかかわらず引き続き休眠状態にある場合には、登録を取り消すことができるようにしてはどうかということを考えてございます。

ただし、休眠をしているだけで悪いことをしているわけではないということだと思いますので、仮にこういった休眠状態にある方が登録を取り消された場合であっても、再度小売電気事業として登録を受けたいというような希望がある場合には、これを拒否するものではないということを前提に、こういったことを検討してはどうかということを考えてございます。これが休眠事業者に対する扱いということでございます。

その後7ページ目まで進んでいただきまして、蓄電池に対する電気の供給についてどう考えるかという、ちょっとこれは技術的な話になって細かい話になるんですけれども、2つ目のパラグラフに書いていますけれども、電気事業法上、小売供給というような定義が

されていまして、一般の需要に応じ電気を供給することと定義されています。

これは不特定多数の最終需要家に対する電気の供給だというふうに、こういうふうに解釈されているということでございます。小売電気事業者というのは、この小売供給を行うということが位置付けられているということでございます。

3つ目のパラグラフですけれども、小売電気事業者ですが一般的には送配電設備を持つておられないということもありますので、小売電気事業者が需要家に電気を供給する場合には、一般送配電事業者が維持・運用する送配電設備を利用して需要家に対して電気を供給するということになります。

この系統を利用する場合には、一般送配電事業者からの接続供給といわれるような供給を受けることが前提とされているということでございます。

下の絵で見ていただきますと、発電所のところで発電所から出てきた電気をまず小売が受け取って、青色の丸のところで小売電気事業者が一般送配電事業者にその電気を引き渡して、一般送配電事業者がこの黄色の矢印のところですね。発電所の入り口から需要家のところまで電気を運んできて、緑色の丸のところで一般送配電事業者から小売電気事業者にまた電気を供給すると。この供給のことを接続供給というふうに電気事業法上では位置付けられているということでございます。

こういったことを前提に、9ページまで進んでいただきますと、例えば蓄電池を維持・運用される方々がいらっしゃいますが、この蓄電池に蓄電するために供給された電気というのは、基本的にはまた他者に対して供給するために放電をされるということになりますので、蓄電池を維持・運用する事業者が最終消費するわけではないということになります。

なので、従来の解釈によれば蓄電池事業者は最終需要家には当たらないということになっていまして、こういった蓄電池に電気の供給をする時には電気事業法上の小売供給という定義に該当しないと整理をされているわけであります。

一方で、2つ目のパラグラフですけれども、電気を充電して放電するまでには一定割合のロスが発生するわけですが、このロス分については蓄電池事業者の最終消費であると観念されていまして、こちらの部分は電気事業法上の小売供給に該当するというような定義に、解釈になっているということあります。

なので、この下の絵で見ていただきますと、水色の90%部分ですね。ここへの供給については電気事業法上の小売供給ではないけれども、ロスをする10%分、グレーの部分ですけれども、こちらについては小売供給に該当すると解釈されています、電気事業法上、小売供給に該当しないとネットワーク利用ができないと、先ほどの接続供給を受けられないというような整理になっていますので、ここが同じ蓄電池に対する一体不可分な供給であるにもかかわらず、ネットワーク利用ができる、できないといったところで、解釈が不明瞭なのではないかというようなことが指摘されているということでございます。

10ページに進んでいただきまして、今後、変動性再エネがどんどん入ってくるといったことも見込まれる中で、蓄電池は余剰の太陽光を吸収していただくとか、調整電源として

も機能するといったような政策的意義もあるということだと思いますし、先ほど申し上げたとおり、ロス分とこれ以外の部分は一体不可分なものとして供給されるということになりますので、この際、蓄電池に対する蓄電部分についても同様に系統利用が認められるというふうに解釈を明確化してはどうかということで考えてございます。

それとはまた別の話なんすけれども、3つ目のパラグラフに書いていますけれども、小売供給の定義として不特定多数の最終需要家に対する供給と申し上げましたが、自分自身であるとか密接な関係を有する子会社に供給するものが、今の電気事業法ではこの不特定多数の最終需要家に該当しないというふうに解されているというところもあるわけですけれども、例えば小売電気事業を営む者がその事業の一環として自社ビルとか自分の子会社の方々に電気を供給する場合、これが小売供給に該当しないと解されているわけですけれども、これについても小売供給に含まれると解釈していいのではないかということで、併せて明確化してはどうかということを書いてございます。蓄電池については以上になります。

それで、17ページまで進んでいただきまして、共同住宅等に対する電気の一括供給というものについてです。これはいわゆる一括受電といわれているものですけれども、左下の絵を見ていただきますと、通常は小売電気事業者の方がマンションに、各戸に住んでおられる電気の最終使用者との間で小売供給契約を結ぶことがあるわけですけれども、そうではなくて、この間にマンション一括受電事業者というような方が入って、小売供給は小売電気事業者とこのマンション一括受電事業者との間で契約を結ぶという形になり、マンション一括受電事業者から各戸、電気の最終使用者への電気の供給は1つの需要場所内での供給であるので非規制の供給と、電気事業法上、規制される供給ではないと、こういうふうに解釈されているということでございます。

この場合、小売電気事業者の説明義務といった需要家の保護策というのは、このマンション一括受電事業者まではたどり着くわけですけれども、最終使用者にはたどり着かないこともありますので、小売ガイドラインではこの間に入る一括受電事業者に対して、この最終使用者の需要家保護策を取ってくださいと、これが望ましい行為ですと位置付けられているというのが現状でございます。

その上で、次のページを見ていただきますと、一括受電事業者の形も多様化されてきていまして、もともとは類型1のように小売電気事業者がいて、最終的な電気の使用者が右側にいて、それとは違う第三者の一括受電事業者がいるといったような形を想定しておったわけですが、下の類型2のように小売電気事業者と一括受電事業者が同一の者であるとか、あるいは密接な関係を有する子会社が間に入るような形が出てきているということでございます。この形の場合に最終的な電気の使用者の需要家保護が大丈夫かどうかということが論点になるということでございます。

19ページに進んでいただきまして、2つ目のパラグラフですけれども、先ほどの類型2のように小売電気事業者と一括受電事業者が同一であるとか、または密接関係性がある場

合、あるいは小売電気事業者と一括受電事業者が営利の目的をもって反復継続的に共同して一括受電スキームを構築している場合などには、最終的な電気の使用者に対する保護措置の潜脱を図る目的で事業者による一括受電が行われる懸念があるということですので、小売ガイドラインにおいて適切な措置を求めてはどうかと考えております。

具体的には一括受電事業者が最終的な電気の使用者に対する保護措置を講じることであるとか、小売電気事業者が一括受電事業者において保護措置を講じるよう監督すること、こういったことを怠った場合には問題となる行為と位置付けまして、小売電気事業者に対して業務改善命令等を行う事由となり得ることを明記してはどうかと考えているということをございます。

次、20 ページに行っていただきまして、ちょっと形は違うわけですけれども、小売電気事業者と間にに入る一括受電事業者が異なる者の場合もあるわけですが、それでもこの間にいる一括充電事業者から小売電気事業者に対して、最終的な電気の使用者の保護措置について業務委託をしているようなケースもありますので、こういった業務委託を受けている場合には当然に小売電気事業者がそれをしっかりと担っていただくと。これを怠った場合には、同様に問題となる行為として業務改善命令等を行う事由になると位置付けてはどうかということを考えてございます。

24 ページまで行っていただきまして、今言った3点について、休眠事業者への対応については制度措置に向けた検討を進めることとしてはどうかと考えていますし、2つ目の蓄電池等に関する法令上の解釈の明確化については、小売電気事業者への周知等も図るということをしてはどうかということです。最後の一括受電については、パブコメも実施の上で小売ガイドラインを改定することとしてはどうかというのが今回のご提案でございます。資料7については以上になります。

続きまして、資料8についてもご説明をさせていただきます。経過措置料金の解除に係る課題等の整理ということでして、2ページをご覧いただきますと、第5回のワーキングにおいては経過措置料金の解除に対する論点と、解除に至らない場合における在り方等について議論をいただきました。

本日は、経過措置料金が解除された場合の最終保障供給を一般送配電事業者が担うということに電気事業法上なっておるわけですけれども、その場合の課題についての確認結果ということと、前回議論いただいたご意見を踏まえた今後の検討の進め方についてのご報告をさせていただきたいということでございます。

3ページをご覧いただきまして、第5回のワーキングでも議論したわけですけれども、経過措置料金が解除され場合には他社への委託とかを行うことが可能であるというふうなことになっているわけですが、低压分野における最終保障供給を一般送配電事業者が担うとした場合にどういった課題があるのかというのを、一般送配電事業者さんにわれわれから確認をさせていただきました。

その結果、料金メニューの設定方法であるとか、低压分野については需要家数も多いの

で業務体制やシステム対応等の時間的猶予が必要だということ。あるいは、その体制構築に必要な増分コストの回収などの実務面での課題が挙げられたということあります。

一方で、こういった課題に対応すれば一般送配電事業者が担うこと自体は可能なのだとことであると受け止めましたので、経過措置料金が解除された場合には先ほどの課題についてしっかりと留意をしながら、最終保障供給について現行の電気事業法が想定しているとおり、一般送配電事業者が担うこととしてよいのではないかと事務局としては考えてございます。

続きまして、4ページですけれども、経過措置料金の解除に関する課題として、第5回のワーキングでは例えば農事用の電力とか公衆街路灯、ああいった特定のメニューについてどういうふうに扱うかといったようなこともご議論いただいたわけですけれども、第5回のワーキングであるとか、親委員会の第3回の次世代基盤構築小委でも議論いただいた結果ですが、大別すると以下4点のようなご意見を頂いたかなと思っています。

1つは、経過措置料金の解除後は料金は自由に設定すべきだということで、特定の料金メニューについてはなくす方向で検討するべきではないかというようなご意見も頂きました。（2）に書いていますけれども、需要家保護の必要性等について対応の仕方はいろいろ難しいんだけれども、慎重な検討が必要ではないかというようなご意見も頂きましたし、（3）としては経過措置料金の解除よりも、経過措置料金が維持されるとしてもその是正に優先的に取り組むべきではないかというようなご意見であるとか、（4）として経過措置料金の解除基準そのものについても見直しを排除すべきではないのではないかといったようなことであるとか、あるいは解除基準は厳しいものではないのでこれは妥当なのだといったようなご意見も頂いたと思ってございます。

5ページに進んでいただきまして、さまざまご意見いただいたということで、否定的な観点からメニューの維持について検討を要するという声であるとか、そもそも電気事業の枠組みを超えた個別政策での対応も検討すべきではないかとか、誰が担うべきか悩ましい問題だよね、というようなご意見も頂きました。

また、仮に特定の地域において経過措置料金の解除基準が満たされた場合でも、その地域において特定の料金メニューがどういったスイッチング状況にあるとか、あるいは自由メニューにおいてそういったメニューが位置付けられているかどうかといったことも含めた需要家の影響なんかも精査する必要があるのだろうと考えていますので、この点については引き続き慎重な検討を要するということもありますので、当面は経過措置料金の在り方についての検討、次のページに出てきますけれども、そちらを先行することとしてはどうかと思ってございます。

もちろん特定の地域において解除基準を満たすことが明らかになった場合には、これらの議論、もちろんしっかりと取り組むということではあるんですけども、まずは既存の料金メニューについての既存の経過措置料金の在り方についての検討を優先してはどうかということで書いてございます。

6ページに進んでいただきまして、その既存の経過措置料金の在り方をどうするんだという話ですけれども、第5回のワーキングとかで燃料費調整制度の上限なんかについては、おおむねこれは見直したほうがいいのではないかといったご意見が大半だったかなと思っておりますし、それ以外にも人件費のエスカレーションをどういうふうに織り込んでいくのか、織り込みが必要だというようなご意見であるとか、インフレ下においては届出制で対応するなど柔軟な制度設計が必要ではないかといったご意見、あるいは新規の制度的措置、G X-E T Sとか、これも含めて現行の料金制度が前提としない制度の費用への反映が必要ではないかといったようなご意見を頂いたと受け止めております。

こういったご意見を踏まえて、経過措置料金については燃料費調整制度の上限に限らずですけれども、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因としてどのようなものが考えられるのか、現行の料金制度が前提としない制度としてどのようなものが考えられるのか、その制度の創設によりどのような費用がいつどれぐらいの量で発生するのかといったことをちゃんと精査していかなければいけないなと思っておりますし、その上で今、電力・ガス取引監視等委員会においてもレベニューキャップ制度における物価上昇への対応に関する議論も行われていると認識しておりますので、こういった議論の状況も参考にさせていただきながら、事業者の努力の及ばない外生的な要因について柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討であるとか、もちろんその際には需要家保護の観点も含めてにはなりますけれども、経過措置料金の在り方について深く検討を進めていくこととしてはどうかと考えております。これについては以上になります。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございました。それで、確認ですけれども議題では5番小売電気事業者の関係ですね。それから6番が経過措置の関係。これについてご説明いただきました。

皆さんからご意見あるいは質問を頂きたいと思いますけれども、これはチャット欄でお名前と発言希望こちらにお知らせくださいて、こちらからご指名するという形にしたいと思います。いかがでございましょう。どなたかご発言ご希望いらっしゃいますか。

高橋委員ですね。高橋委員、どうぞご発言ください。

#### ○高橋委員

はい、高橋です。資料7の4ページ、5ページについて1点だけ申し上げます。休眠している事業者に対して登録取り消しをするというのは賛成します。ただ、こういう積極的な違法行為ではなくて、不作為によって支障が生じている場合については、事前に営業命令等を行って作為義務を確定した上で取り消しをしたほうが、いきなり取り消しをするよりかはトラブルにならないと思っておりまして、この辺は法制的なこともあると思いますので、この点もご確認、ご検討いただければありがたいと思います。

資料8については、基本的に6ページの方向でご検討いただくことについては賛成いた

します。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、次は常峰委員ですね。どうぞご発言ください。

○常峰委員

はい、ありがとうございます。資料8についてでございます。ご検討いただいている方向性に異論ありません。記載されていますけれども、経過措置規制料金で事業者が不合理な経済的デメリットを負わないように提案されているような、事業者の責めに帰さない要因の費用増加の確実な回収などにつきましては、柔軟に対応していくことが重要と考えております。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は原委員、どうぞご発言ください。

○原委員

はい、ありがとうございます。資料7の小売電気事業者による安定的な事業実施の部分なんですけれども、3つの課題について、まず24ページにお示しいただいたとおりに進めていただければと思います。特に休眠事業者についてコメントさせていただきたいと思います。

最近も事業者が特定商取引法違反で逮捕されたというニュースがありました。登録事業者であるにもかかわらず、電力供給契約の勧誘の際に電気料金が安くなると言いながら実は大変高額だったとか、契約前の交付書面を出さなかつたというような消費者相談が後を絶たないということは、大変問題だと思っています。

電気事業者への信頼性を確保するためにも、こういった事業者には厳しい対応が必要と思っておりますが、登録が悪用される可能性もあると考えますと、今回事業環境の整備という意味で休眠事業者の登録を取り消すことができるよう制度措置を検討することに賛同いたします。また、理由いかんでは規律を守って事業を続けたいという事業者には、再登録を認めることにも賛同いたします。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。次は四元委員、どうぞ。

○四元委員

四元です。ありがとうございます。今の原委員のお話にもちょっと関連しますが、資料7の休眠事業者についてですけれども、原委員がおっしゃったような不適切事案というの

は、ご確認ですけれども、従前の電気事業法の違法事業者のような認定で登録取り消しをするけれども、今回は今までの枠組みとは別に、言ってみれば悪くないけれど、と。別に違法認定はしなくて、一定期間休眠状態が続くと登録取り消しをできるような措置を別途検討されるということになるんでしょうか。1点ご確認させてください。

あと、この点も含めて資料7の3件の制度的手当てですけれども、適切な機会にこうやって丁寧にやっていただくというのはとても良いことだと思っております。以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次は田村委員ですね。どうぞご発言ください。

#### ○田村委員

はい。みずほ銀行、田村です。ご説明ありがとうございます。資料7、小売の安定的事業実施の件ですけれども、この休眠事業者の方々ですね、特に強い理由がなくそのような状況にあるということであれば、ご記載のとおりの対応というのはいいのではないかと思っています。

やはり各種報告の対応に要する行政、電力広域的運営推進機関さんの事務コストの観点からも、とありましたけれども、いろいろなものを管理していく上ではコストもかかりますし、このような措置というのは一ついいのではないかと賛同しております。

それから、資料8です。経過措置のほうですけれども、こちらも基本的には事務局の資料に賛同しております。ご記載されているところを重複するようではございますけれども、燃料費やGX-ETSですね。特にGX-ETSには新しい制度、当初考えられていなかったような制度であったり、人件費の高騰であったり、こういったものを価格にどう反映させていくのか、電力システムの持続的な維持にもつながるお話かと思いますので、制度改定に伴って発生するようなものに対しての適切な価格反映に向けて議論を進めていただければと思います。以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次は外野委員、どうぞ。

#### ○外野専門委員

経団連の外野です。資料8の経過措置料金の解除に関して、6ページ目に挙げられた料金の在り方について、検討を深めていただくことに賛成いたします。また、効率的な事業実施に向けた事業者の努力は需要家としてしっかりとお願いしたいと考えます。

その上で、燃料費や物価の上昇、GX-ETSなどのコストはそれぞれ程度の差はあるものの、スムーズにコスト転嫁ができなければバリューチェーンのどこかにゆがみをもたらすものと考えております。需要家にとって納得感のある内容で検討を進めていただきたい

いと考えます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は小宮山委員、どうぞ。

○小宮山委員

はい、小宮山です。ご説明ありがとうございました。まず資料7の蓄電池に関して、蓄電池事業者の今回の法令上における位置付けに関して、合理的な方向性であると受け止めておりますので、賛同させていただきたいと思います。

それで、少し本日の議題から離れる点ではございますけれども、再エネの普及が進む中で今後、同期調相機など電圧の安定化などをはじめ、電力系統の安定性に寄与する設備を導入する事業者の位置付けについても整理が必要となる可能性があるかとも考えておりますので、今後の市場の動向も踏まえて必要に応じてご検討いただければと思っております。

それから、資料8の経過措置に関して、価格転嫁の柔軟性が高まることで電源投資や供給力の確保にも寄与し得る可能性もあるかと考えておりますので、外生的な要因については柔軟に価格転嫁できる仕組みを検討していくという方向性に賛同いたします。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

はい、ありがとうございます。資料7については賛成です。それで、資料8も賛成なんですけれども、少しだけ申し上げたいと思いますが、今回経過措置料金解除のほうを検討するということではなくて、柔軟な経過措置料金の中身の対応ということでの検討を進めるということで、現実的な対応かなとは思って賛成したいと思います。ただ、本質的に経過措置料金をどう解除していくかということも長期的な課題としては併せて検討をしていくことも大事かなと思いました。

その上で、今回のご提案、1点だけ、最後のスライドだったと思うんですけれども、G-X-E-T-S等の新規の制度に対するコストの、どう書かれていたかあれなので、コストの転嫁みたいな話が6ページ目ですかね。新規の制度的措置の費用への反映が必要ということで書かれていましたけれども、そもそも既存の制度で例えば高度化法の義務達成市場とかのコストが十分転嫁できないと、迅速に転嫁できないという問題もあると思っていますので、もちろんそれも含めてということだとは思うんですけども、ここで新規の制度的措置ということしか書かれていないので、決して既存の部分でも忘れないようにということを申し上げておきたいと思いますし、早い検討をして迅速にこれが適用されるようにし

ていっていただきたいと思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は川上委員、どうぞ。

○川上委員

ありがとうございます。私からは資料8の経過措置についてです。6ページに記載いた  
だいている内容の今後の進め方については、異論ございません。

G X-E T Sの対応についてですが、どのような費用がいつ発生するのかという点は、  
まだ取引も始まってない状況であり、調達方法や価格も異なる面もあるため、難しさもあ  
りますが、できるだけ早いタイミングで整理いただければありがたいと考えております。

今後、日本でも電力需要が増加傾向にある中で、海外の優良投資家におきましても、本  
邦電力会社への投資を積極化していきたいというスタンスではございますが、海外と大  
きく異なる点として、日本の料金政策の予見性を高められないという点が一つございます。  
柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討と記載いただいておりますが、こういった点はできる  
だけ早く整理いただけだとありがたいと考えております。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次、皆藤委員、どうぞ。

○皆藤専門委員

はい、ありがとうございます。皆藤でございます。私からは資料7についてコメントを  
させていただきます。休眠事業者の対応についてでございますけれども、不正行為が起  
りかねない温床を未然に防止するという取り組みというのは、非常に重要なことかと思  
います。

また、電気料金については、燃料や人件費の高騰などにより、コストがどうしてもかか  
り得るものだという現状において、少しでも抑制できるというような取り組みも重要と考  
えます。

併せて5ページに記載がございますけれども、再登録を希望する方においては、問題が  
ない場合は再登録ができるということ、こういった救済措置もあるということも非常に重  
要な観点と思っております。私からは以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他に委員の方でご発言のご希望いらっしゃいます？ よ  
ろしいですか。それでは、オブザーバーの方のご発言に移りたいと思いますが、まず最初  
に電気事業連合会、安藤オブザーバー、どうぞ。

### ○安藤オブザーバー

どうぞよろしくお願ひします。資料8についてコメントをさせていただきます。まず3ページの最終保障供給についてでございます。これまでのワーキンググループにおいても、多くの委員の皆さまから、経過措置が残ること自体が小売全面自由化の趣旨に照らして問題であり、早期の解除が必要であるというご指摘があったと認識をしております。低圧分野における最終保障供約については具体的な仕組みや運用の整備が必須となりますので、検討に一定の時間を要することを踏まえますと、各種論点につきまして速やかに取り組んでいただきたいと考えております。

次に、6ページの経過措置料金の在り方についてでございます。経過措置が解除されずに残さざるを得ない場合には、経過措置料金において旧一般電気事業者に課せられた供給義務を果たす上で必要となるコストの回収は大前提となります。その点からも、ウクライナ侵攻時の燃料費高騰を教訓とした燃調上限の見直しや、安定供給や脱炭素の推進を目的としましたさまざまな制度措置により発生する外生的な要因による費用変動につきましては、柔軟に料金へ反映できる仕組みの導入が必要不可欠と考えております。

また、従来から申し上げておりますが、これらの論点は公平な競争環境の下、自由化の恩恵をお客さまへお届けするためにも速やかに整理すべきものと認識をしております。引き続き事業者としても検討に協力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上でございます。

### ○山内座長

はい、ありがとうございました。次は電力総連、片山オブザーバー、お願ひします。

### ○片山オブザーバー

はい、よろしくお願ひします。資料8につきまして意見を述べさせていただきます。

まず本質的な課題として、この経過措置料金が解除されていない現状の状況につきましては、本来あるべき自由化の姿ではなく、小売電気事業者間の公平性に疑問が残り、競争をゆがめる要因となっていることは事実でございますので、このような状況が継続することは本来望ましくないということを改めて申し述べたいと思います。

その上で、現実的な対応として経過措置料金への検討をしていただくことの方向性は理解をしたいと思っております。その上で、この経過措置料金につきましては、特に事業者の努力が及ばない外生的な価格変動への対応など、課題解決に向けた制度整備に向けて速やかな議論を求めていきたいと思っております。

とりわけこの燃料費調整制度につきましては、制度本来の目的を改めて確認いただくとともに、事業者への影響であるとか需要家の皆さまへの納得性みたいなものを勘案した上で、上限の在り方については検討をぜひ早急に進めていただきたいと思います。以上でご

ざいます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次はENEOS Power、香月オブザーバー、どうぞ。

○香月オブザーバー

はい、ご説明ありがとうございます。まず資料7につきましては、事務局のご提案に異存ございません。次に資料8の6ページについてですが、こちらについても基本的に賛成です。

現在の経過措置料金に織り込まれていない、事業者の努力が及ばないような外生的な価格変動要因としての燃料費やインフレ、現行の料金制度が前提としている制度としてのGX-ETSなどを織り込んでいくことで、事業者だけがこうしたコストアップをかぶるのではなく、需要家に対して明確に転嫁できる仕組みを作っていくことは重要だと存じます。

また、需要家や国民に対する国からの説明なども併せて重要なと存じます。こうした取り組みを早急に行うことで、安定供給に真摯（しんし）に取り組んでいる事業者が健全に事業を継続できるような制度としていただきたいと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は電取委の新川オブザーバー、どうぞ。

○新川オブザーバー

はい、新川でございます。ありがとうございます。まず原委員からご指摘を受けました件でございますが、特商法は特商法としてももちろんそちらのほうでしっかりとされるべきだと思っておりますが、併せて電気事業法としてどういうふうに対応すべきかについては監視等委員会としてもしっかりと対応していきたいと思っておりますし、この事案に限らず消費者保護の観点から適切な小売事業が行われるように、引き続き厳しく監視してまいりたいと思っております。

それから、あと休眠事業者への対応についてでございますけれども、事業の休止や小売供給の不実施等についての確認というのをどうやっていくのかというのは、今後具体的なところはもっと深掘っていく必要があると思っておりますので、しっかりと検討にも協力していきたいと思っております。

それから、最後の経過措置料金のところで、GX-ETS等の現行の料金制度が前提としている制度についてどのように考えるのかということでございますが、反映できるだけしていくべきと思っておりますが、費用が発生する場合もあれば収益が発生する場合も

あるので、その場合にどのように取り扱うのかについてもしっかりと整理していただく必要があると思っております。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にご発言ご希望の方、いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、今幾つかご意見いただきましたので、事務局からご回答、それからコメントをお願いいたします。

○小柳電力産業・市場室長

はい。ご意見いただきましてありがとうございます。おおむね方向性については賛同いただけたのかなと思っておりますけれども、幾つかご質問を頂きましたので回答差し上げます。

高橋先生からは、取り消しをする前にどういった手続きを踏むかというようなご意見を頂いたんだと思っておりますので、他法令なんかも参考にしながら、こちらについては検討してみたいなと思います。

原委員からは、電気事業法の解釈の問題と、系統のほうに影響があるのかといったような、系統連系のルールの変更なんかにはつながるのかといったようなご意見、ご質問だったかなと思っていますけれども、今回のこの解釈の明確化自体がこういった系統連系ルールの変更につながるというわけではないと理解をしております。

四元先生からは、この登録取り消しについて今の違法性があるようなものとは別の仕組みとして作るのかというようなご質問だったと思いますけれども、そちらの方向で別の仕組みとして創設する方向で検討したいと思ってございます。

秋元委員からは、新規の制度的措置というところについて、高度化法なんかについてもというようなご意見いただきましたけれども、すいません、こちらのわれわれの資料の作り方があまりよくなかったかもしれません、ご意見いただいたところは下から2つ目の現行の料金制度が前提としない制度というところで受け止めているつもりでしたので、すいません、書き方がよくなかったかもしれませんけれども、そういうふうにご理解いただければなと思います。いったん、事務局からは以上になります。

○山内座長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうかね。基本的に皆さん、この議題の5と6ですか、これについてご賛同いただいて、考慮すべき点とか、あるいは確認すべき点とか、こういったところを頂いたと思いますので、事務局でこの先、進めていただければと思っております。

それでは、議事は進めますが、議題は1と2に移りますけれども、取りあえず議題1の供給力確保に向けた方策ですね。これについて、まずは事務局からご説明いただくという

ことでお願いいたします。

### （1）供給力確保に向けた方策について

#### ○佐久電力供給室長

はい、電力供給室長の佐久です。資料3に基づきまして、供給力確保に向けた方策についてご説明させていただきたいと思います。

2ページですけれども、もともと10月31日の次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会において電力需給の議論が行われ、それを踏まえて前回の本ワーキンググループにおいて供給力確保に向けた方策について、改めてさらなる取り組みが必要ではないかということで、大きな大枠の問題意識を問題提起させていただいたところでございます。

本日は引き続きまだ抽象度が高い議論ではございますけれども、前回の議論を踏まえてより今後具体的に検討していく方向感、こういった方策のイメージをお示しをしてご議論いただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、7ページでございます。まず現在の中長期の供給力確保についての枠組みということでございまして、8ページには図にしたものをお示ししておりますけれども、7ページには文章でいろいろまとめておりまして、長期脱炭素電源オークション等の電源投資促進策、さらには実需給4年前に行われる容量市場メインオークション、実需給の1年前に行われる容量市場の追加オークション、実需給の数カ月程度前に行われる需給検証の結果を踏まえた追加供給力調達、こういった複数の枠組みを組み合わせて、現在この中長期の供給力確保について必要な対応を行っているというところでございます。

前回のワーキンググループでは、今後、当分の間、わが国は電源移行の過渡期にあるとの認識の下で、年々複雑さ困難さを増す中で電力の需給調整を円滑に行い、我が国の電気の安定供給を確保していくことが必要ではないかという視点から、さまざまご議論をいただきました。

改めて供給計画の状況を確認いたしますと、やはり今後需要が増加をするという見通しがある一方で、年々供給力の確保は難しくなっていくということだと理解をしております。また、容量市場の追加オークションの約定結果を見ても、例えば東京エリアでは2年連続でエリアの供給信頼度未達が発生しているという状況がございまして、必要な供給力の確保に向けてしっかりと取り組んでいく必要があるということだと思っています。

こうした状況に対する短期的な対応手段というのは限られるわけですけれども、長期にわたりこうした状況が継続しないようにするためには、これまでの供給力確保策を振り返りながら、今後に向けて以下の3点から具体的な制度改善等を検討していく必要があるのではないかと考えています。

1つ目が、電源や系統整備のリードタイムを勘案し、中長期的な視点から必要な設備投

資を後押しするための仕組みの在り方という視点でございます。2つ目が、容量市場の見直し等による稼働可能な電源の最大限の確保と、容量市場不落札電源の維持・確保に向けた仕組みの在り方ということでございます。3つ目が、施工力制約等により柔軟な補修時期の調整が困難になる中での計画的な追加供給力確保の在り方ということでございます。

そして、8ページは先ほど申し上げましたように、先ほど口頭で申し上げた幾つか複数の仕組みというものを図にして、時系列の中でどんな仕組みがあるのかということをまとめた参考資料となっておりますので、細かい説明は飛ばします。

続きまして9ページでございますけれども、先ほど申し上げた3つの視点ですね。具体的な検討の方向感を、より問題意識をブレークダウンした資料をここから記載させていただいております。

まず最初に、電源や系統整備のリードタイムを勘案した中長期的な設備投資を後押しする仕組みの在り方ということでありますけれども、電源や系統投資のリードタイムを考えると、実需給の10年程度前には少なくとも国だったり、あるいは電力広域的運営推進機関だったり、エリアの一般送配電事業者が中長期的な需給・系統状況の見通しを共有し、必要な対応を計画的に進めていくということが必要になるのではないかと考えています。

可能な限りその需給・系統状況の見通しの確度を高めるためには、事業者の競争上の観点等から公にすることが難しい情報も含めて、中長期的な目線での電源の休廃止に向けた検討状況などの情報について、保秘に十分な注意を払った上で関係者が把握をするということができるようになる必要があるのではないかと考えています。

その上で、こうした情報を活用しつつ、中長期的な目線での電源投資や系統整備が進むようになるためには、現在の制度をどのように見直していくことが必要かと、この辺のところをさらに深掘りをして議論をしていく必要があるかなと考えてございます。

10ページですけれども、容量市場の見直し等による稼働可能な電源の最大限の確保と、容量市場不落札電源の維持・確保に向けた仕組みの在り方ということについてでございますけれども、まず容量市場のメインオークションにおいては、複数のエリアにおいてエリアの供給信頼度未達が発生をしている状況がございます。

足元、特に火力発電の話ですけれども、やはり火力発電の収益性が低下をするという方向感というのは、今後もその傾向が継続する可能性が高いのではないかと思っておりまして、こうした状況を踏まえると、容量市場において十分な供給力を確保していくためには容量拠出金に与える影響に注意が必要だということはもちろんですけれども、さまざまに発電事業者を取り巻く事業環境変化に対応するような形で、Net CONE価格の見直しなど、稼働可能な既存の電源を最大限確保するための制度見直しに取り組む必要があると考えてございます。

また、容量市場は実需給の4年前に稼働可能な電源を高い確度で把握するための重要な枠組みだと私どもとしては位置付けておりまして、現在その市場支配力を有する事業者には容量市場への供出を求めているところでございますけれども、今後はこうした取り組み

に加え、供給力を確保するために一定のルールを整備した上で、より多くの事業者に容量市場への供出を求めることが考えられるのではないかと思っております。

容量市場に基本的に大多数の電源に出てきてもらえれば、その中で制度見直しをしたとしても引き続き不落札となる電源が生じる可能性があるということではありますけれども、その不落札が生じた電源について政策当局として個別に事情を確認をするといったような対応が可能になると考えておりまして、そうした事情を確認した上で、需給運用や系統運用の観点からその電源の維持の必要性を確認をしていくことができるし、必要になってくるのではないかと考えています。

その上で、仮に電源の維持が必要となった場合において、それを可能とするための仕組みの在り方、費用負担の方法等ということですけれども、これについても検討を行っていく必要があると考えています。

その際、現在同じような趣旨でやっている取り組みとして追加オーケーションだったり、あるいは予備電源制度といった既存の枠組みがあるわけですけれども、こうした既存の枠組みとの関係整理ということにも取り組んでいく必要があるかなと思っています。

続きまして 11 ページですけれども、施工力制約等によるという③番の観点であります。これまで、基本的には実需給の 2 年前に容量市場において容量停止計画の調整を行った上で、実需給の 1 年前に需給検証を行い、必要な補修調整を行ってきたということでございますけれども、他方で、発電事業者に対するヒアリングの中で現場の補修点検等の施工力には限界がある中で、今後これまで同様に柔軟に補修調整に対応することが難しくなっていく可能性がある、こうしたご指摘が挙がっております。

一方で、実需給に近づかないとやっぱり確度が高い補修計画等の情報提供を行うことは難しいと、こういった声も引き続き頂いておりまして、なかなか難しいかじ取りをしないといけないということではありますけれども、こうした状況に対応するためには、これまでの取り組みに加えて、補修点検等の発注を行うタイミングよりも前に各電源の運転計画を国や電力広域的運営推進機関が把握し、より長期的な視点で計画的に必要な補修調整を依頼するような取り組みを強化していく必要があるのではないかと考えています。そのため電源運用の実情を把握しつつ、現在の運用の課題を洗い出し、実効的な枠組みを作っていく、そのための検討を深めていくこととしてはどうかと考えています。

本日の議論は、またこれも大枠をお示しをしているというところでございますけれども、特にこの 3 つの観点から、さらに関係審議会、あるいは電力広域機関の関係委員会において議論を深めていただくということが必要ではないかと考えているところでございます。

最後 12 ページは、来年度といいますか、先ほどご覧いただきましたどのような供給力確保策があるのかというところに今申し上げた 3 つの観点、①～③の観点についてそれぞれどういった関係性にあるのかというのを図にして示したものであります。

最初の話はどちらかというと、時系列的に言うと中長期の観点であらかじめ設備形成をするために、どういうより良いやり方があるのかという①の話でありまして、②の話は容

量市場から始まる実需給、大体4年ぐらい前からの供給力を確保していくための方策の在り方。さらに、③番として実運用のタイミングでより効率的、効果的な実運用の仕方、計画的な実運用の仕方を実務としてどういうふうに作っていくのかと、こうした観点だということをございます。私からのご説明は以上であります。

○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは、議題の2も一緒に議論をしたいと思いますので、資料4の電力ネットワークの次世代化、これについては添田課長からお願ひいたします。

(2) 電力ネットワークの次世代化について（検討事項2及び3）

○添田電力基盤整備課長

はい。では、添田から資料4、説明をさせていただきます。本日の議論、2スライド目でございます。ネットワークの整備に関する議題でございます。1つ目の丸にありますように、地域に遍在する脱炭素電源を最大限活用するとともに、データセンター、半導体、製造業の電化などによって予想される電力需要の増大に対応していくために、今、既存設備を最大限活用するための系統接続ルールの見直しというのを別の審議会のほうで議論をいただいてございますけれども、それと併せて送配電網の整備、新しく作るというほうも加速していくことが不可欠だろうと思ってございます。

エネルギー基本計画ですか、GX2040 ビジョンといったようなところでも地内基幹系統の効率的・計画的な整備を促す仕組みですか、北海道・本州間海底直流送電の大規模な地域間連系線の整備に向けた資金調達等の課題に対応するための必要な制度的措置ということを検討するということになってございます。また、先般閣議決定されました総合経済対策においても同様の記載がございます。

本日のワーキングですけれども、大規模な地域間連系線の整備の現状をまずご報告させていただきたいと思います。その後、この①②にありますような地内系統の計画的な系統整備の方向性、それから大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等に関する制度的対応の方向性についてご議論いただきたいと思ってございます。それから、最初に意見募集で寄せられた主なご意見も、この後、紹介をさせていただきます。

それでは、6スライド目をご覧ください。まず最初に意見募集で頂きましたご意見、ご紹介をさせていただきます。地内系統の計画的な整備に関しましては、プライオリティー付けについて脱炭素電源の供給・利用拡大とセットでといったようなお話ですか、系統運用者のキャッシュフローの改善ですか、社会全体のコスト低減に資する枠組みが重要ではないかと。

あるいは、国などの公的な機関が一定程度関与しつつ、地内系統についても計画を策定

して整備する仕組みが必要ではないかと。その後も、こちらはその次も一般送配電事業者に任せるのではなくて、国としてデザインを示して、情報公開をしっかりやるべきではないかと。

それから、需要側での対策へのインセンティブ付与ですとか、分散型電源の活用というオプションもしっかり検討してほしいと。それから、あとは系統運用者による発電事業者への情報開示を強化することによって、電源投資しやすい地域が明らかになるということも大事ではないかといったご意見も頂きました。

7スライド目は、今度は地内ではなくて大規模な系統の整備、連系線などを想定したところかと思いますけれども、そちらに対する資金調達の円滑化に関するご意見も頂いてございます。

一般送配電事業者さんのキャッシュフローの改善、投融資枠の逼迫（ひっぱく）の改善、調達コスト上昇抑制につながるのではないかといったところですとか、事業報酬率について投資家目線から求められる自己資本報酬率を勘案した、適切な資本調達コストが必要ではないかといったご意見。

それから、レートベースの算入というのが今議論はされているんだけれども、このレベル・ニューキャップの第1規制期間の期初想定からの金利変動影響について、事後調整も含めて早期の制度措置を検討してほしいとか、外生的要因で変動するコストも含めて適切なタイミングで確実に費用回収できる仕組みもお願いしたいといったご意見を頂きました。

それから、全般的に国民が納得できる負担の程度を見据えて検討を進めてほしい、あるいは国民理解のための説明をお願いしたいといったようなことですとか、必要性や費用対効果はよく見極めてほしいと、こういったご意見を頂いてございます。

続きまして、大規模な地域間連系線の今どういう整備状況かということをご紹介をしたいと思います。9スライド目をご覧ください。こちらの下の日本地図を模した図にございますように、地域間連系線の整備を特に震災後に順次進めてまいりました。

再エネ大量導入と電力の安定供給に向け、現在計画的に対応していくということで、ッシュ型に転換して作っていこうということになってございます。マスタープランというものをあって整備を進めているという状況でございます。

今までに動いているプロジェクトとしましては、中国九州間の連系設備、関門連系線の増強と、北海道・本州間の海底直流送電の整備というのが動いてございますので、こちらの状況をご報告をしたいと思います。

11スライドをご覧ください。まず関門の連系線でございます。今、九州エリアは特に再エネの導入量が増加してございます。今後、洋上風力などもさらに入っていくということが想定されてございます。こうした中で、さらなる再エネの導入とレジリエンスの強化に向けて、九州エリアと中国エリアを結ぶ地域間連系線、既存のものもございますけれども、こちらの容量を拡大するべく、今、関門連系線の整備を進めているという状況でございます。

12 スライド目をご覧ください。こちらにつきましては、今年の10月15日にOCCTOさんのはうで広域系統整備計画が策定をされました。工事費は4,412億円ということで、海底ケーブルで造ることになってございまして、非常に工期、費用共にそれなりの時間とコストがかかるという、巨額の事業になってございます。

こうした大規模な系統整備に当たりまして、やはり資金調達・資金回収が課題となりますので、3つ目のポツにありますような制度的措置を検討・整理してきたところでございます。具体的には追加の事業報酬率を設定できるということに整理をしたり、あるいは建設中の資産のレートベースへの参入について、現行の50%から100%に見直すということに整理をするということで、資金的な面でのサポートを進めているという状況でございます。

次に、北海道・本州の海底直流送電についてご紹介でございます。16スライド目をご覧ください。こちらにつきましては、北海道・東北エリアで導入が進みます再エネのさらなる活用ですとか、レジリエンスの強化を通じた電力の安定供給の観点から重要なプロジェクトということで進めているものでございます。

下の地図にありますとおり、北海道から日本海側に連系、直流送電を整備するというものでございまして、いったん東北地方までつなぐことで、さらにその後、新潟のはうまでつなぐと、こういった計画になってございます。

17スライド目をご覧ください。こちらの計画につきましては、2022年の7月からマスタートップランを踏まえて計画策定プロセスを進めているところでございます。昨年12月に一般送配電事業者の4社から実施案への応募意思表明がなされまして、今年の2月に有資格事業者としてこの4社を選定をしたところでございます。

今、実施案の作成に向けたさまざまな調整を進めていただいているけれども、かなり大規模な、本邦で前例のない規模のプロジェクトファイナンスとなるということが想定されてございまして、やはり資金調達が大きな課題ということになってございます。

こうした課題の解決に向けましては、有資格事業者によるさらなる検討に加えまして、国や電力広域機関による制度面を含めた対応について、引き続き検討していくことが必要だと考えてございます。

本日この後ご説明させていただきます資金調達の円滑化等に向けた対応策も含めて、資金支援の具体化、制度化に向けた対応や検討を進めていかなければならないという状況になってございます。

18スライド目以降は地内系統の整備に関する方向性をご提示したいと思ってございます。

19スライド目をご覧ください。連系線だけではなくて地内系統のはうにつきましても再エネのさらなる導入拡大ですとか、データセンターを含めた電力需要の増加が見込まれてございます。

一方で、系統設備の工事のはうは用地取得、地元理解、工事力の確保、機材の調達ということで、費用と時間を結構要するプロジェクトでございます。従いまして、都度の対応

ではやはり迅速に整備できず、需要家の投資意欲ですか、あるいは国として必要なものが整備がなかなか進まないという懸念があるかと思います。

こうした観点から、地内系統につきましても中長期的な電源ですか需要の在り方を見据えまして、先行的・計画的に整備を進めていくことが必要ではないかと思ってございます。このため、一般送配電事業者さんから計画を策定をしていただき、国・電力広域機関がその内容を確認することで、先行的・計画的な整備を進めてはどうかと考えてございます。

先ほど申し上げたとおり、工期、資金が大きくなりますので、資金調達・費用回収を円滑化するための措置も講じていかなければならぬと考えてございます。地域間連系線の例を参考に、先ほど申し上げたような確認を受けた計画の設備につきましては、電力広域機関さんからの貸し付けの対象に地内系統も加えてはどうかと思ってございます。

対象といたしましては、やはり便益が広く系統利用者に受益するという観点などを踏まえまして、大規模かつ基幹的な系統を対象としてはどうかと思ってございます。具体的には、一定以上の容量・電圧に係る設備をこうした計画、あるいは貸し付け支援の対象とするということを基本としながら、具体的な水準については引き続き検討をさせていただきたいと思ってございます。

続きまして、20 スライド目からは、こうした大規模な系統整備についての資金調達の円滑化に向けた対応のオプションの拡充といったような話をさせていただきたいと思います。

21 スライド目をご覧ください。先ほどご紹介させていただきました北海道・本州間の海底直流送電といった地域間連系線ですか、今ほど説明をいたしました地内系統の整備ですけれども、繰り返しになりますけれども巨額の投資が必要になります。

従来、一般送配電事業者さんは自らの信用力に基づきまして資金調達を行ってきてございますけれども、大規模投資の場合は工期も長いですし、費用回収にも回収が始まるまでの時間も非常に長いということになります。その資金をコーポレートファイナンスで調達するというのはなかなか厳しい状況であると伺ってございます。また、金利も上昇してございますので、資金調達環境も厳しさを増していると聞いてございます。

現状は運転開始前の資金調達の円滑化のために、地域間連系線に対するO C C T O さんからの特定系統設置交付金というものと、あと、値差収益を原資とした貸し付けというものが措置されているところでございます。

しかし、大規模な地域間連系線ですか地内系統の先行的・計画的な整備に向けて、こうした措置だけでは必ずしも十分ではないだろうと思ってございまして、手法をもう少し拡充をしていかないと、なかなか進んでいかないのではないかという問題意識を持ってございます。

こうした観点から、前回のワーキングで政府の信用力を活用した融資制度ということをご紹介をさせていただきましたけれども、それに加えて以下（1）～（4）に書いております対応について、本日ご紹介、ご議論いただきたいと思ってございます。

(1)、1つ目は値差収益の取り扱いの柔軟化。2つ目はGX政策の中でも系統整備への貸し付けという措置ができないかというもの。3つ目は託送料金の前倒し回収。こちらは以前こちらのワーキングでも議論いただいたものの、さらに詳細を議論いただきたいと思ってございます。最後4つ目は地域間連系線の工事費用が増額した場合における回収の考え方についてでございます。

22スライド目、まず値差収益の取り扱いの柔軟化というテーマでございます。JEPXで生じている値差収益でございますが、これは市場分断の結果生じるということで、現在活用の目的はこの値差の縮小に充てるということになってございまして、地域間連系線の整備への交付。交付というのは、連系線ができた後に費用をお支払いするというものを交付と呼んでございますけれども、それと、できる前の貸し付けの原資として活用することが可能になっているというか、そのように運用してございます。

値差収益の交付のほうですけれども、こちらは設備の運転開始後に行うこととなりますけれども、貸し付けは運転開始前に行なうことが可能になっていると。先ほど申し上げた北海道・本州間の海底直流送電のような非常に大規模な地域間連系線の場合、最初の投資規模が非常に大きいということになりますので、運転が開始する前に値差収益を貸し付けることによって資金調達が円滑化され、整備に着手しやすくなると。それによってさらなる市場分断の解消に資すると考えてございます。

現状は、値差の貸し付けにつきましては、交付業務に支障のない範囲ということになつてございますけれども、こうした状況を踏まえますと、活用できる値差収益の総額には配慮しながら、状況に応じて貸し付けと交付で使途を柔軟に判断するということにしてはどうかと思ってございます。

とりわけ、北海道・本州直流送電のような大規模な地域間連系線の整備が進行している段階では、値差収益の用途としては交付より貸し付けを優先したほうが、よりこの整備が進むのではないかと思ってございます。

また、民間の融資も当然ながら最大限活用すべきだと思ってございますけれども、そのためには民間融資の返済を優先した上で値差の貸し付けを返済するということにしたほうが、より民間融資を得やすくなるということがございますので、そういうやり方を認めてはどうかと思ってございます。

続きまして、23ページ目でございます。今後データセンター等による電力需要の急増ですか、先ほど佐久のほうから説明がございましたけれども、既存発電所の休廃止ということが進展をすると見込んでございます。そうしますと、中長期の供給力確保が喫緊の課題となってくるというのが、新しい電気事業を取り巻く課題かと認識をしてございます。

こうした需要の増加に対して、連系線の増強と供給力の確保の両面から取り組む必要があるだろうと思ってございまして、それによって中長期的に必要となる電力インフラを効率的に整備することが可能になるだろうと。

国として限られた財政リソースを有効活用しながら電気事業の健全な発展を図っていく

ために、今後、将来発生する値差収益につきましては、いったん国庫納付をさせていただいた上で、電力広域機関を通じて地域間連系線のこれまでやってきた整備に加えまして、電力供給力の確保に資するような大規模な発電所等の立地地域の理解醸成のための対策ですとか、重要な地内系統の整備のための対策にも値差収益を柔軟に活用できるようにしてはどうかと考えてございます。

つまり、値差収益の使途をこれまでの整理より少し広げて、より広い目的というか、電力システム全体の安定化のために、もう少し広く使うということにしてはどうかというご提案でございます。

続きまして、28 ページ目、ご覧をいただければと思います。GX政策の中でも系統整備への貸し付けができないかという提案になってございます。1つ目の丸にありますけれども、こちらはGXのほうの専門家ワーキンググループの中で、GX実現の観点からも系統整備が必要だらうと。そのための資金調達・資金回収を円滑化する枠組みについて検討を深めていくということになってございます。

2つ目の丸にありますとおり、GXの実現に向けて系統整備は重要でございます。資金面の要因で系統投資がなされることは避けなければいけないということで、GX実現に必要な系統整備に対しては、運転開始前に貸し付ける枠組みをGX政策の体系の中でも新たに設けることとしてはどうかと考えております。

その際、貸し付けの対象ですけれども、今GXを実現させるために国内で戦略地域というのを公募をしてございます。この戦略地域が幾つかパターンが、類型があるんですけれども、製造業を脱炭素化するという観点でコンビナートの再生型という類型と、データセンターの立地を促すという観点でデータセンター集積型という類型がございます。

このそれぞれの類型で、どうしても系統整備も不可欠な要素になってまいりますので、こうした地域における系統整備の形成に必要な設備につきまして、GXのほうからの貸し付けができるようにしてはどうかと考えてございます。

本貸し付けも値差の貸し付けと同様に民間融資を最大限活用するという観点から、費用回収の開始後に民間融資の返済を優先した上で、このGXからの貸し付けを返済するということを認めてはどうかと考えてございます。

続きまして、32 スライド目をご覧ください。次は託送料金の前倒し回収についてでございます。第4回の本ワーキングの中で、大規模な系統整備について系統整備に関する資金調達の円滑化に向けて、本来であれば完成してから受け取れる託送料金について、運転を開始する前から費用を一部回収するということで、前倒し回収を認めてはどうかということをご議論をいただきたいございます。今回はこの対象ですか、どれぐらいの割合を前倒しを認めるかということをご提案したいと思います。

まず32スライド目では対象についてでございます。広域系統整備計画で定められた地域間連系線につきましては、値差の貸し付けの対象と同様に、こう長が100km以上または送電容量が100万kW以上というものを対象にしてはどうかと考えてございます。

地内系統につきましては、基幹的な系統を対象とする観点から一定以上の電圧に係る設備を対象ということにさせていただき、どれぐらいの電圧が適正かということについては引き続き検討させていただきたいと思います。

続きまして、33 スライド目でございます。前倒し回収をどれぐらいの割合で認めるかというところでございますが、地域間連系線の整備につきましては世代間の公平性の観点ですとか、運転開始前の期間が長期化すると資金調達が困難になるということのバランスを見ながら考える必要があると思ってございまして、この下に記載してございます式のような形で、工事費を回収し終わる前の期間に対して、運転開始までの期間の割合を前倒し回収できる割合としてはどうかと思ってございます。これを基本としてはどうかと思ってございます。

その上で、系統整備が非常に大規模になる北海道・本州の直流送電プロジェクトのようなものにつきましてはプロジェクトファイナンスによって資金調達を行うことになりますが、こういう案件につきましては資金調達コストの上昇ですか、資金調達そのものが非常に難しいということも想定されますので、この前倒しの比率をさらに高くするということとも考えてはいいのではないかと思ってございます。地内系統のほうにつきましては引き続き検討を深めたいと思ってございます。

それから、再エネの賦課金を原資とした交付金というのもございまして、こちらは現在、支払利息、債務保証料および損害保険料を対象に、運転開始前から一般送配電事業者さんが受け取ることが可能な制度となってございます。

再エネの導入拡大のためにも系統整備が必要になってまいりますので、今回の託送料金の前倒し措置も参考にしながら、対象となる費用の範囲を拡大することを検討してはどうかと思ってございまして、こちらの審議会とはまた別の審議会のほうで議論を深めていただきたいと思ってございます。

最後、35 スライド目でございます。本ワーキングの第1回におきまして、地域間連系線の工事費用が増額した場合のコストの検証の視点、あるいはプロセスを記載したガイドラインを作成しますという方向性をお示しさせていただきました。

電力広域機関さんのほうの議論を踏まえまして、コスト検証を行うタイミングですとか視点、増額に対する検証の考え方について、今回ガイドラインの案を取りまとめてございます。参考資料1としてお送りさせていただいてございます。今後、運転維持費に対する検証の考え方についても、引き続き電力広域機関と連携をしながら、年度内を目途に作成することにしたいと思ってございます。

なお、系統設置の交付金、これは再エネ賦課金が原資になっているものですとか、値差収益が原資になっております広域系統整備交付金というものがございます。こちらの交付額は今は電取委さんの査定を経た計画値に基づいて決定するということに整理をされてございますが、先ほど申し上げたとおり、工事費用が増額した場合はO C C T Oさんの確認・検証を受けるというふうに整理してございまして、こちら一貫性を持たせるために、

工事費用にかかる交付額の決定についてもO C C T Oさんの確認・検証を経た結果によつて決定するという整理に変更することが妥当ではないかと考えております。

また、昨今、労務費・建設費の高騰などによりまして、効率化インセンティブを働かせてもなお、系統整備に係る費用が上昇する事例が発生することも十分想定されるところでございまして、O C C T Oさんの確認・検証のタイミングと、実際の交付のタイミングがずれるということもあり得ますけれども、その際は増額部分等も含めてもちろん適切に確認をした上で、事後的に交付金額を調整するというスキームを認めてはどうかと思ってございます。

その他、参考資料を付けてございますけれども、説明は割愛をさせていただきます。私からの説明は以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございました。ということで、議題の1番と2番をご説明いただきましたので、これについて皆さま、コメント、ご意見、ご質問をご発言願いたいと思います。先ほどと同じ要領で、チャットで発言希望という形で書いていただいてお知らせいただければ、こちらから指名するということにしたいと思います。

いかがでございましょう。最初のは供給力確保ということで。高橋委員、ご発言ください。

#### ○高橋委員

はい、3点申し上げたいと思います。まず資料の3についてです。9ページですけれども、ご提案にありますように必要な見通しを、中長期的な需給・系統状況の見通しを把握していくということは重要だと思います。

ただ、重要な経営戦略に係る部分で守秘性が高いものでございますので、把握する人の範囲ですね。それは検討していただいたほうがいいのではないかなと思います。情報にアクセスできる者の範囲というのを明確にしておいていただければありがたいと思います。それが第1点です。

それから、資料の4でございます。19ページに地内系統について計画で位置付けるという話があったと思いますけれども、議論の当初から計画で位置付けるという話は出ておりまして、ただ、その時に計画期間の話ですか計画事項であるとか、議論をしていた記憶があります。これらの点が記載から抜けてるので、そこら辺について、おおまかなイメージをお示しいただいたほうがいいのではないかというのが感想です。

それから最後の点です。23ページになりますけれども、収納の形から国庫納付に変えるというお話がありました。これは使途目的が電力広域機関の範囲から超えているので、いったん国に出してもらいましょうという話だと思いますので、その辺の説明があつたほうがいいのではないかなと思います。

それから、広域機関で発生した値差収益を納付してもらうという形になりますので、この点について法令上の根拠が要るのではないかと思います。この辺についてのご整理をお聞かせいただければありがたいと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次の発言者は五十川委員ですね。どうぞご発言ください。

○五十川委員

はい、ご説明ありがとうございます。資料3のほうからコメントさせていただきます。電源移行の過渡期にあるとの認識の下、安定供給を確保していくことが必要で、そのため具体的な方策を提案、整理いただいたものと理解しました。

提示されている方策は、差し迫った状況を考えるとそれぞれ検討しなければならないということなのかもしれません、一方で長期的に目指す姿として、過去、方策がどのように対応しているのかという点がやや気になっています。

容量市場を中心に本来あるべき供給力確保の在り方という話が一方であって、他方で足元で切迫した状況だからやむを得ず検討される、過渡期であるから取らざるを得ない方策という話があるのではないかと思っていて、資料の方策がそれれどどのように位置付けられるのかやや分かりにくく思っています。

例えば10ページにありますNet CONE価格を含めた容量市場の見直しというのはいずれにせよ必要だと思いますし、やったほうがよいと思います。一方で、例えばより多くの事業者に容量市場への供出を課すといった考え方や、あるいは別のところで9ページの国などによる電源の休廃止情報の収集、11ページの補修時期の調整の強化というのは施策としてどういう整理になるのかなと思っています。

各論点について関係審議会および広域機関の関係委員会において議論を深めていくということでおよいと思いますが、供給力確保の在り方として最終的にどのような形を想定するのかという点と、短期的・中期的に必要とされる方策は何かという点は分けて、少なくともどこかではちゃんと把握、整理した形で議論を進めるべきではないかと考えています。

続いて、資料4についてです。送配電網の早急な整備、付随する資金調達等の課題への対応は極めて重要な点であると認識しています。ということで、全体の方針として異論はあるものではないのですが、1点だけ質問です。

22ページでは値差収益の取り扱いの柔軟化について挙げられています。値差収益の用途として交付より貸し付けを優先するという点が一つの考え方だと思いますが、一方で交付が場合によっては少なくなるということについて、特に問題は生じないのかという点だけ気になっています。私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は常峰委員、どうぞ。

○常峰委員

はい、ありがとうございます。まず資料3、4、それぞれについて1点ずつコメントさせていただきます。

資料3でございますけれども、自由化された市場におきまして必要が出てくるのであれば、供給力が確保されるように容量市場の仕組みを見直ししていくということは重要であると考えられる一方で、前回のコメントとも重なる部分がありますけれども、発電所の廃止は短期的な経済的な理由だけで決められているわけではないと認識しております。

ですので、さまざまな利害関係者との調整を踏まえて行われているということを十分に踏まえて、事業者等の声を聞いて実際に機能するような制度を構築していただくことが重要と考えております。

続きまして、資料4についてでございます。地内系統整備の遅れは日本の産業力、産業競争力にも直結する重要な課題であるとありますので、先行的、それから計画的な整備を行っていくということは極めて重要と認識しております。その推進に資するような制度ということには賛同したいと考えております。

そうした中で、事業者が投資の棄損リスクを負って先行的な投資を行うということは難しいと考えられますので、仮に自己の責めに帰さないような理由で投資の回収が困難となった場合の措置を検討するということは必要になってくるのではないかと考えております。

一方で、先行投資するかは例えばGXの産業立地政策と整合性を取るなど客観性があるようなプロセスが必要で、一般送配電事業者任せの判断にならないようにするという点も留意が必要ではないかなど考えてございます。

また、資金調達の支援につきましても、そちらが系統整備の遅れにつながらないようにあらゆる施策を検討し、実行していくということに賛同したく考えております。建設期間中の早期回収という点についても支持したいと考えております。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次の発言者は外野委員ですね。どうぞご発言ください。

○外野専門委員

経団連の外野です。資料3の供給力確保に向けた方策について、挙げていただいた3点は、いずれも重要な視点に立ったものであると考えます。一方、新たな制度の在り方を検討していくのであれば、既存の政策・制度の役割について整理が必要な部分もあると受け止めています。

例えば、現実的に供給力に不安がある中で、非効率石炭火力に対する政策措置を当面ど

うするのか、予備電源制度をどのように位置付けていくのか、といった点を検討する必要があると考えております。

これら既存の供給力の活用は、特に新設電源が間に合わない短期の対策としては必須ではないかと考えております。実効性がある検討が進むことを期待しております。

方策③に関して、供給力が逼迫する中でやむを得ないところはありますが、夏季、冬季の高需要期直前に補修点検、定期点検が集中することが、既に限られたマンパワーである現場の負担になっています。必要な供給力を確保しつつ、難しいとは理解しておりますが、点検の時期を平準化、実情を踏まえた検討を進めていただければと考えます。

資料4の電力ネットワークの次世代化について、前提として最終的な負担者である需要家、ひいては国民に過度な負担がいかないように、費用対効果の観点を十分に踏まえていただきたいと考えております。

その観点では、系統整備に非常に多くのコストがかかる中、系統を増強するだけでなく大規模電源をどこに配置するか、再エネ等の調整力電源、いわゆるしわ取りができる電源等、をどこに配置するかによって、結果として系統整備、その費用を抑制できる可能性というものもあるのではないかと考えております。費用対効果の観点から系統整備と電源配置を一体で最適化する議論も同時に進めなければと考えます。

#### ○山内座長

ありがとうございます。次は小宮山委員、どうぞ。

#### ○小宮山委員

はい、小宮山でございます。まず資料3の供給力確保に向けた方策で、スライド10の容量市場での電源の最大限の確保に関して、基本的に賛同いたします。より多くの事業者に容量市場への供出を求めて、供給力確保に向けた取り組みを一層強化していくという方向性は大変重要なと認識しております。

その上で、対象となる事業者には容量市場のリクワイアメントを履行することが求められるかと存じますけれども、対象事業者側でのその実行可能性も踏まえながら、今後さらに詳細な検討を進めていただければと思っております。

次に、スライド11の電源の補修点検の調整についてでございますけれども、こちらについても基本的には賛同いたします。需要に見合う供給力を確実に確保していく上で、大変大切なプロセスであると受け止めております。

その上で、近年の高温状態の長期化など気象環境の変化によって電力需要の見通しが難しくなり、補修のタイミングを見極めにくくなる、こうしたリスクや、さらに電源設備や電力系統の老朽化、またご指摘のあった施工力の制約といった点を踏まえますと、容量市場では実需給2年前に補修調整が行われておりますけれども、今後一層調整が難しくなる、そういうリスクもあるのではないかと考えております。

こうした最近の周辺環境も踏まえながら、どのような補修調整の依頼の実施の在り方が全体としてあるのか、改めて補修点検の調整に関する検討を深めていただくという、こうした視点が大変大切ではないかと受け止めております。私からは以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は四元委員、どうぞ。

○四元委員

四元です。ありがとうございます。資料3について1点だけコメントさせていただきます。9ページ目なんすけれども、事業者から前倒しで一定の情報提供を求めるということで、これは2ポツ目ですよね。これ自体に今何か異存があるわけではないんですけども。3点目ですね。要するに、この情報を活用して何を目指していくのか、どう使っていくのか。3点目の記載、何となく前回よりやや資料上トーンダウンしている気もしないではないんですけども、2点目と3点目というのはやはりセットで議論されるべき話で、2点目だけが先に頭出しされるというのでは監視しようもないのではないかなど。

当然、事務局のほうではさまざまご検討いただいていると思いますが、今後、他の審議会等でご議論を進めていくんだと思いますが、3点目も併せて詳細なご検討をいただくべきかと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

はい、秋元です。資料3について少しコメントさせていただければと思います。

それで、前回もちょっと同じような趣旨で申し上げたと思うんですけども、根幹的にはやっぱり供給力が足りないという状況を強く認識していて、そういう面で見るとやっぱり容量市場をどういうふうに強化し、適正なものに変えるのかという視点が根幹的に重要なと思っていまして、そういう面で本当に真に必要な供給力の確保ができているのかどうかということとか、Net CONEが十分なインセンティブを与えるような形になっているのかということをしっかりと検討するということが第一義的だと思っています。

それで、今回のご提案でより小さな電源の応札を求めるようなご提案があるわけすけれども、これが本当に供給力の確保に資するのかというのは若干疑問を持っています。それはどういうことかと言うと、基本的にやっぱりインセンティブがしっかりないとそういう小さいものは出てこないと思いますし、それを強制的に出させたとしても結局小さいものばかりで予見性が立たなくて、最後退出するというようなものがいっぱいになってくると余計に約定価格が下がってきて、結果メインオークションの約定価格が下がると。ただ、

その後、退出されるので結局また追加オーバークションが必要になって、さらに今度は大規模な電源の予見性が下がって退出を促してしまうとか、そういう悪循環をむしろもたらさしないかと。

要は、必要なのは割と確実性が高いものを早い段階でしっかりとインセンティブを確保しながら確保していくことが重要だと思うので、その視点の中で本当にこの今回のご提案のものがうまく働くのかなということが若干疑問にも思いましたので、もう少しご検討を深掘りしていただければと思いました。

それで、あとは情報提供を求めるという話もあって、10年前程度からということですけれども、今供給計画がある中でそれ以上のものがこの10年前の段階でどういった情報を取れるのかということは、若干疑問があるということです。

やはり10年間もある中では、もうその容量市場の予見性とか、いろいろな状況の中でダイナミックに変わっていくことだと思うので、10年前にその情報を得たからといって供給計画以上の情報を何か得られるのかという疑問もありますし、それが仮に得られたとしても何か政策的にダイナミックにずっと動いていく中で手を打てるのかという感じも少ししたと。要は、冒頭申し上げましたように容量市場をより確実にしっかりとしたものにしていくということは、もう第一義的ではないかと思っています。

最終的に足りなくなってきたということであると、もうそれは容量市場でメインオーバークションで落ち、追加オーバークションでも落ちるのか、応札しないのか。そして、予備電源でも応札しないのか、落ちるのかということになると、本当に高い、どうしようもないような電源ということで、それを本当に救ったところでどういう、非常にその場合はコストがかかるということだと思うので、それが本当に切迫してもう最後の最後の手段という感じなので、そこを含めて考えると全体設計としてもう少し妥当なものを考えていくということが大事ではないかと思いますので、全体感をもう少し詰めていただければと思いました。以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次は田村委員、どうぞ。

#### ○田村委員

みずほ銀行、田村です。ご説明ありがとうございました。資料3と資料4、それぞれコメントいたします。

資料3についてですけれども、電力需要が増加し、また電源の移行期を迎える中で安定供給に必要な設備容量をどう確保していくのかというのは、国民生活ならびに産業の維持、それから発展の観点から非常に大きな論点だと思っておりますし、また、この供給をきちんと今回お示しいただいたような内容が実務として対応できるのかというところはよく踏まえた上で、十分な議論を尽くしていくことではないかと思っております。

場合によってはさまざまな措置を考えいらっしゃる中で、前回多くの委員からもご発言があったとおりでございますけれども、民間事業者ということではありますので、設備の休廃止に関して非常に機微な情報であろうかと思っておりますし、地元の方々、それから雇用、そして経営と、さまざまなことを判断した中でのご決定がされてきているものだと思っております。早期の情報共有というのは非常に難しい部分があるのではないかなと思っております。

また、資料にもあるとおり容量市場でしたり、または予備電源制度といった既存の枠組み、これらを改善することで純粋に民間事業者として投資であったり維持をしていくインセンティブを醸成していくということを考えると理解しています。

そして、国民生活でしたり産業ということを考えますと、電力が足りないかもしれないということは非常に大きな問題であるということは重々分かっておるわけですけれども、片方で環境政策というのも国として定められていらっしゃるわけでして、例えば非効率石炭火力のフェードアウトであったり、または小売のほうに規制されているようなものであったり、さまざまな環境的なところでのものというのはあろうかと思っております。

金融機関も事業者もですけれども、排出削減という目標をそれぞれ立てている状況ということでございます。重ねてですけれども、金融機関としてももちろん電力産業を支えていきたいということはあるわけですけれども、それぞれ事業者さま、金融機関もさまざまなステークホルダーを抱える中でどう説明していくのかといった高度化の対応ですね。ここも考えなければいけないのでないかと思っております。本件は非常に重要な論点として、影響度も非常にありますので、実務で対応できるかも含めてよく議論を重ねる必要があると思っております。

資料4についてコメントいたします。今回意見募集の中にもありましたけれども、送配電の事業報酬率、こちらに関してさまざまな目線から本当にこれが今の水準というところが妥当であるのかというはあるのではないかなと思っております。

送配電事業者の収入の源泉というのはレベニューキャップ制度ということにはなりますけれども、今、足元のインフレの影響であったり、キャッシュイン、アウトの時期のずれというのが出ておりますので、今後資金の管理というところはいろいろ考えていく必要があるということだとよく理解をしております。以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次は川上委員、どうぞ。

#### ○川上委員

ありがとうございます。私は資料4についてコメントをさせていただきます。真に必要な系統整備という観点から、貸し付けの対象をお示しいただいておりますが、こちらにつきましては異論ございません。

今後さらに対象を絞るために詳細を詰めていかれるところかとは思いますが、政策的な支援意義に至る案件として、GXの実現に資するプロジェクトであることに加え、民間とのすみ分けの意義の明確化も必要になってくるのではないかと考えます。

特に、北海道・本州間の海底直流送電のようなプロファイ案件以外の従来コーポレートファイナンスで、資金調達を行っていた系統整備については量的補完という観点以外に、民間金融では、真に取りえないリスクがどのような領域か、といった点についてさらなる具体化が必要になってくるのではないかと考えております。私からは以上になります。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、次は大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

はい。ありがとうございます。まず資料3についてですけれども、ご提案のとおり国内の利用可能なkWを見る化する観点で、容量市場に対して一定の規律を入れるというの私は考えられる対策として一定の合理性はあるのではないかと思います。

そもそも容量市場に出ないで追加オーダーにだけ応札してくるといった、価格が上がった時にだけ選別的に応札するというのが、今の市場ルールのなかでできてしまうわけですけれども、こうした行為というのが本来、競争上どう考えられるべきなのかというのは、事後監視の観点で、しっかり検討する必要があるのではないかという点でも、こうした規律を入れていくというのは一定の合理性はあるとは思います。

また、必要な設備投資を促すという観点で国が電源について、計画・認定するといった制度も昔やっていたかもしれません、そういった制度も一定程度考えていくということもあっていいのではないかなと思っています。それが1点目です。

資料4についてですけれども、これまで値差収益に関する使途というのは、これは受益と負担の観点から地域間連系線の整備への交付という観点だったんだと思いますけれども、それをより柔軟化するという、方向性としていいのかもしれないですけれども、この受益と負担の観点というのは一定程度しっかり論点付けた上で取り組みというのは進めていくべきなのかなとは思います。

もう一つ、地内、特に地域の連系線の増強に関してですけれども、これは基本的にはサプライ側の論理で地内の系統整備というのはなされるんだと思いますが、他方で、需要側の取り組みによってその連系線の投資の必要性というのを希薄化させるということも本来可能なはずで、こちらのほうはサプライ側の取り組みと需要側の取り組みというのはしっかりと両方見ながら、地内系統の整備については考えていくというところは必要な観点なのかなと思っております。以上です。ありがとうございました。

○山内座長

はい、ありがとうございました。委員の方で他にご発言ご希望いらっしゃいます？ よろしいですか。それでは、オブザーバーの方の発言に移りますけれども、まず最初にどなたか、よろしいですか。最初に送配電網協議会の山本オブザーバー、どうぞ。

○山本オブザーバー

はい、ありがとうございます。送配電網協議会の山本でございます。資料4についてですけれども、前回の審議会で整理いただきました政府の信用力を活用した融資スキームに加えまして、今回GX実現に必要な系統整備に対して運転開始前に貸し付ける仕組みや、特定系統設置交付金の対象となる費用の拡大などの整理を進めていただきまして、感謝申し上げます。いずれの施策も今後大規模な系統整備を行うに当たり、一般送配電事業者の資金調達環境の整備に加えて、キャッシュフローを改善する有効な対策であると認識しております。

その上で、22ページの値差収益の取り扱いの柔軟化について発言をさせていただきます。巨額な大規模工事を進めるに当たっては運転開始までの資金調達が重要となりますので、一般送配電事業者に対して値差収益を原資に貸し付けいただき、建設資金を確保、系統整備をしっかりと進めるということは、ひいては系統利用者の便益にもつながるものと考えております。その前提から、当面の間は貸し付けを優先するとのご提案を頂いていると理解をしております。

一方で、23ページには限られたリソースを有効活用しながら電気事業の健全な発達を図る必要があります。記載されているとおり値差収益には限りがありますので、将来的には系統や電源整備に対する交付額や貸付額については、その時々の系統の整備状況や混雑状況、さらには電源の接続や需要の見通しなども踏まえて、ファイナンス措置の全体パッケージとして大規模な系統整備が滞ることないように、バランス良く対応いただくことが必要と考えております。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は電気事業連合会、安藤オブザーバー、どうぞ。

○安藤オブザーバー

安藤です。資料3についてコメントをさせていただきます。資料の7ページに供給力の確保策といたしまして①～③の方向性が示されております。このうち②の容量市場の見直し等につきましては、既に開催されました過去5回のメインオークションの結果をしっかりと評価した上で、供給力確保に資するような改善を検討していただくことがまずは必要と考えております。

加えまして、容量市場において想定されていない事象により追加の供給力確保を行う必

要が生じた際には、予備電源制度で手当てするのが本来の制度趣旨と考えておりますので、予備電源制度につきましても電源固有の事情を考慮いただき、さらなる改善を図ることが必要であると認識をしております。

その上で、容量市場不落札電源の維持・確保に向けた仕組みの在り方についてでございますが、さらに新たな仕組みを検討することが必要ということであれば、現在の仕組みで対応できなかった理由などを整理いただきとともに、実際の制度設計に当たりましては、発電事業者の意見も聞いていただきながら、丁寧な議論をお願いしたいと思っております。

また、①～③の方向性につきましては、今後関係審議会および電力広域的運営推進機関の関係委員会におきまして議論を深めていくことでございますけれども、2030 年代初頭にかけまして電力需給は予断を許さない状況にあります。加えまして、非効率石炭火力のフェードアウトやG X－E T S の導入などの脱炭素化の取り組みも進んでいきます。

このような環境政策を推し進めることは重要であると認識しておりますけれども、電力の安定供給を維持するために、環境政策との整合性を図りながら各仕組みを見直すことはもちろん、優先順位を付けながら柔軟性を持って検討を進める必要があると認識をしております。私からは以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次はE N E O S P o w e r 、香月オブザーバー、どうぞ。

#### ○香月オブザーバー

はい、まずご説明ありがとうございます。私からは資料 3 についてコメント申し上げたいと思います。安定供給上、不可欠な電源の維持を可能とする事業環境の整備を行っていくとする事務局の方向性については理解いたしました。ただし、その上で 9 ページ～11 ページにかけて示された事務局提案につきまして、事業者の立場から 3 点意見を申し上げたいと思います。

まず 1 点目、9 ページでございます。1 ポツのところで実需給の 10 年程度前には電源を有する事業者が国や広域機関や一般送配電事業者に対して情報提供を行う仕組みを構築することと理解いたしましたが、事業者にとっては 10 年という期間は相当長い期間となりますので、実需給 10 年前の電源の休廃止の可能性については相当程度不確実な情報とならざるを得ないと思います。

また、その間に事業環境変化も大きなものが起こる可能性もあり、こうした状況変化によるやむを得ない休廃止につきましては、事業者の判断を一定程度尊重していただくことも必要かと存じます。このあたりについても十分踏まえた上でご検討いただきたいと思っております。

次に 2 点目ですけれども、10 ページ目、2 つ目と 3 つ目のポツのところで、容量市場制

度のN e t C O N E 価格の見直しを含む制度見直しや、発電事業者の供出強化についての記載があります。こうした取り組みを行ってもなお、4 ポツ、5 ポツにありますように、容量市場で不落札となる電源を維持することを可能とするための費用負担方法等を含む仕組みづくりについても検討していくと理解いたしました。

ただし、こうした不落札になる電源というのは、維持に相応のコストがかかるものと思われます。容量市場を活用する場合はこの容量拠出金も相当上昇することになりますし、最終的には需要家の、国民も含めた負担が相当増えるということになりますので、需給運用、系統運用の観点から本当に必要な kW がどの程度になるのか、より一層精度を上げていく必要があるかと思います。そのあたりのご配慮も併せてお願ひいたしたいと思います。

最後に 11 ページ目でございます。2 つ目のポツのところに、補修点検等の発注以前に電源運転計画を国や広域機関に情報提供することと理解いたしましたが、発電事業者の補修点検の時期は大体似通っておりますし、特定の時期に集中しているのが実態かと存じます。また、時期をずらすことによって収益性も変わるために、時期の調整についての実際の運用は非常に難しいものと想像いたします。

補修調整につきましては事業者間の公平性に配慮する必要があること、また規制的な方法よりも調整のインセンティブを与えるような誘導的な方法のほうが適しているかと存じます。こうした点についてもご配慮をお願いしたいと思います。

また、少し息の長い話になりますが、ご記載のとおり現場の施工力が相当厳しくなってきておりますので、保守を行うメンテナンス業者を育てていくことや、安全操業を前提とした発電所の定期検査のインターバルのさらなる長期化などの工夫を進めることも本質的に重要なことと考えます。国がこうした中長期的な取り組みについて支援を行うことも重要かと考えております。私からは以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは、電取委、新川オブザーバー、どうぞ。

#### ○新川オブザーバー

ありがとうございます。資料 3 の 10 ページについて申し上げます。容量市場は市場であるという性格上、落札電源と不落札電源は必ず生じるものと理解をしておりまして、不落札電源について個別の事情を確認し、需給運用や系統運用の観点から当該電源の維持の必要性を確認する必要があるということについては理解できるものでございます。

他方、今、香月オブザーバーからもありましたけれども、それらの多くは老朽化している電源であると仮定をしますと、稼働可能な状態に維持するということに伴って生じるコストというのは比較的高いと想定されると思っております。

これらを維持するとなった場合、どのような仕組みで費用を負担することが合理的か、需給運用上必要なものと系統運用上必要なもので考え方方が分かれるかもしれません、追

加オーケションや予備電源制度等の関係も整理しつつご検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○山内座長

電力総連の片山オブザーバー、どうぞお願ひいたします。

○片山オブザーバー

はい。それでは、それぞれの項目について意見を述べさせていただきます。まず供給力確保に向けた方策について3点の方策がある中での①点、ページの9ページに関連しますけれども、この休廃止の情報の関係でございます。

発電所の新設であるとか廃止に関わるような事業計画は、そこに働く者の人材の配置であるとか、将来を想定した人材の確保、それから技術を磨くという、そういう育成の計画であるとか、地元住民をはじめとした関係各所への説明や調整など、さまざまな要素についての検討を踏まえて作成されております。

ぜひ今回のこの提案でございますけれども、その情報の用途によってはこの事業計画を変更せざるを得ない状況も想定され、人材と技術を保つことは本当に簡単なことではないことからも、この影響が多岐に及ぶ可能性のある情報であることをご認識を改めてお願いしたいと思います。

そういう意味でも、さまざまなリスクのある情報に対して、この休廃止の情報の共有は過渡期における一時的な措置とすべきであって、将来における中長期的な供給力の確保に向けては、やはり容量市場の枠組みの中で改正、見直しを行って、供給力確保に向けた整備を進めるべきであると考えております。

それからもう1点、同じくこの供給力の関係で③番への対応ということで、ページの11ページになりますけれども、この補修の課題については施工力の制約などということもありますけれども、現場においても年々厳しい対応が迫られている状況になっております。

人材確保の問題であったりとか、あるいは非常に暑い夏という状況の中で、補修の時期もだんだん過去に比べると時期が限定化されているような状況の中で、本当に現場は苦労してございますので、引き続き事業者であるとか現場の実態を把握していただく中で、必要な対策の検討をお願いしたいと思います。

次に、電力ネットワークの資料4の関係の次世代化の関係について意見を述べさせていただきます。ページは19ページに関連をします。現在地域間の連系線であるとか、地内系統整備に向けた議論が進められておりますけれども、送配電網の工事につきましては高度経済成長期に形成をしてきた膨大な設備の更新工事に加えて、この連系線などの対応が必要な状況となっております。

工事の物量が増加をしても、現場で働く電工さんだったりとか、送電工事に関わる方々の要員は非常に限りがある。非常に要員が、支えていただいている人の数がもう本当に

年々減ってきてている状況にありますし、加えて用地取得であるとか地元の理解、資機材の調達などにも時間を要することが考えられ、この系統整備の工事に向けては迅速な整備がかなわないことも想定がされます。

連系線の整備につきましては国の検討を踏まえて進められているものであることから、このような状況については国が主体的に需要家であるとか地域社会に対して説明、発信を行い、理解を求める必要があると考えております。以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、他にご発言よろしいですか。それでは、事務局から今のご質問、コメントについてご回答いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○佐久電力供給室長

ありがとうございました。さまざまな視点からご議論をいただきまして、今頂いたご意見のうち幾つかについて、私からコメントさせていただきたいと思います。

まず全体に關係する話といたしまして、一番委員の方々、そしてオブザーバーの方々からコメントが多かったかなと思いましたのは、全体を通じて供給力確保に向けた取り組みは重要だという、この総論の部分については、もちろん皆さま方、ご賛同いただいているということだと思いましたし、一方で今回①～③ということで、具体的な議論を今後こういう形で進めていったらいいのではないかということをご提案させていただいたわけですが、その点については事業の実態とか実務を踏まえてしっかり回る仕組みを作っていく必要があるという視点で、さまざまなご意見を頂いたかなと思っています。

まず①に関連しては、中長期的な設備形成をしていくという観点からはやっぱりできる限り正確なというか、その時点で可能な限り正しい情報を基に判断をしていくということが求められるわけですけれども、一方で事業者さんにとっての機微情報であったりとか、どこまで対外的に言える情報なのかみたいな、そういった実務上の懸念があって、どこまでそういう情報をちゃんと出せるのか。あと、その情報を出した上で、それが一体どの範囲で共有されて、どういう目的に使われるのかといったところに対する懸念の声なんかを頂いたのかなと思っています。

容量市場につきましても、これもどういうふうな形でインセンティブを見直していくのかということにつながってくるわけですけれども、そのインセンティブの在り方と、あとリクワイアメントだったり、あるいはインセンティブだけでは解決できないところにどういうふうな形でアプローチをするべきなのかというところについては、これもちゃんと実態がうまく回るようにもう少し整理が必要だという、こんなご意見を頂いたのかなと思います。

補修調整につきましても同様に、現場はやはり厳しくなっているというふうなお声は本

日もいろいろご意見いただきましたし、一方で補修調整をすること自体の難しさについても、事業者のお立場からも今日コメントがあったのかなと思っていまして、ここも非常に難しい課題なんですけれども、何らかやっぱり出口を見いだしていくかないと供給力、電源自体が減っていく中にあって、そこを何らか解決策を見いだしていくかないと、これまで以上に供給力を確保していくのが難しくなっていくという現実に対応できないというところでありますので、何らか具体的な出口を見いだしていくべく議論を進めていきたいなと思っています。

加えて、これも全体に関係する話だと思うんですけれども、何名かの方から環境政策との関係というような非常に重要なご指摘も頂きました。これも1日、2日で結論が出るような話では当たり前ですけれどもありませんけれども、重要なご指摘としてテイクノートしておきたいと思います。

加えまして、幾つか個別の論点につきましてもコメントさせていただきますけれども、まず五十川委員から、長期的な話と短期的な話は混在しているのではないかというふうなご指摘を頂きました。

これは私どもの資料の作り方が不十分だったところがあるかもしれません、今回ご提示した話というのは、きっかけは短期の話ではありますけれども、基本的には中長期的な視点で枠組みをこういうふうな形にしていったらいいのではないかというふうな議論をさせていただいているつもりでございます。

もう少し短期の1年、2年みたいな話というのは、むしろこの仕組みではアプローチできないということなので、他に考え方を整理をしていくべきことというのは、この外側にもう少しあるのかなと思っているところであります。

あと、既存の政策との役割分担とか、あるいは既存の政策の再整理みたいなことが必要だということで、予備電源制度とか追加オーケションについてのコメントも何名かの方から頂きました。こうした点についても、私どもとしても同様の問題意識を持っていますので、しっかり考えていきたいなと思ってございます。

私からは、今頂いた議論に対しましてコメントは以上でございます。ありがとうございます。

#### ○添田電力基盤整備課長

はい。では、資料4の関係で頂いたコメントを添田のほうからお答えさせていただきます。まず最初に、高橋委員から地内系統のほうの整備、計画的な整備について計画期間のようなものを、何かイメージがあったほうがよいのではないかというご指摘がございました。

こちらの例えば地域間連系線のマスターplanというほうは、こちらは2050年カーボンニュートラルを目指しているということで、基本的に2050年までを見据えた計画ということになってございます。

一方で、地内のほうについても当然再エネのために必要な整備というのがありますので2050年を見据えるというものありますけれども、一方でもう少し足の短いというか、データセンター等の需要に対応するという観点で10年前後の整備というものもございますので、このあたりを踏まえながらどのあたりのレンジで計画を作るのがよいのかということについて、今事業者の皆さん方とも相談をさせていただいているという状況でございます。

それから、23ページ目の国庫納付に関する説明のところが少し、すいません、説明が足りなかつたかと思ってございます。ご指摘いただいたとおり、国庫納付する理由につきましては、これは今OCCTOさんがやっておられる地域間連系線の交付金とか貸し付けではカバーしてないというか、OCCTOさんがやっておられない、国のほうで予算事業としてやっている立地地域の理解醸成のような対策といったものにも支出をさせたいということでございますので、国に国庫納付してもらうというスキームにしているということでございます。

それから、当然法律上も根拠を持つ必要があるのではないかというご指摘、そのとおりでございまして、これは今、政府内のほうでどういうふうな形で法律を、法律の手当てが必要なのかどうか含めて検証というか、必要であれば法令の改正もやらなければいけないだろうという議論をしているという状況でございます。

それから、あと何人かの方々から頂いたご意見として、コストベネフィットみたいなところですとか、既存の系統をうまく使う必要もあるのではないかというご指摘も頂いたかなと思ってございます。冒頭にご紹介したとおり、確かに当然どんどん作ればよいということでもないと思ってございますので、まずは既存の系統をしっかり使っていただく必要があるだろうと思ってございます。

そういう観点で、今日はちょっとすいません、十分紹介し切れませんでしたけれども、一般送配電事業者さんに空いている系統のマップなど、かなりきめ細かいメッシュで公開をしていただいて、そこに大きな需要の接続を誘導するといったような対策もやらせていただいてございます。

また、今回こういうふうに整備するという形についても当然コストベネフィット、ビー・バイ・シーを見た上で判断をして進めていくということになりますので、そういう形で既存のものの活用ですか、本当に必要なものが作られるのかといったようなことは検証しながら進めていきたいと思ってございます。

それから、五十川委員から交付と貸し付けで、貸し付けを優先して何か問題が生じないかということのご質問を頂いたと認識をしてございます。この点なんですかけれども、確かに交付というのは運営が始まってから本来であれば託送料金で費用を回収するところを、この値差収益を使って回収するというのが交付になりますので、貸し付けを多くすると交付が減るということになりますと、託送料金にその分の費用が回るという形になります。

この効果、どれぐらい託送料金の負担が増えるのかということと、貸し付けを一方ですることによって資金調達コストが下がるという面もございますので、全体としていずれ

がメリットがあるのかといったようなところを、社会的にどちらが適正なのかということを見ながら判断をしていくということが必要になろうかと思ってございます。

それから、大体そんなところだったかな。その他、幾つか頂いたコメントにつきましては、ご指摘を踏まえながらさらに具体化を進めていきたいと思ってございます。以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは、供給力確保の問題とネットワークの次世代化ですけれども、お聞きしているところ、事務局からについて総論として皆さん異論はなかったと考えております。ですから、事務局においては特にいろいろご意見の中で実態を踏まえてというような感じが強かった。その辺を踏まえて検討を進めていただければと思います。ありがとうございました。

議事を進めますけれども、議題の3、小売事業者の量的な供給力確保、それから議題の4、中長期市場の整備ということあります。これについて、まず資料5、これを添田課長から、資料6は小柳室長からご説明をお願いいたします。

#### (3) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について（検討事項5）

#### ○添田電力基盤整備課長

はい。すいません。資料5を添田から説明をさせていただきます。1スライド目、ご覧ください。本日ご議論いただきたい内容でございます。これまでこちらのワーキングの中で、何度かこの小売電気事業者の方々への量的な供給能力の確保についてご議論をいたしました。

2つ目、前回はこの制度の議論の背景とか目的ということを改めて整理をさせていただいたところでございます。2022年にロシアのウクライナ侵攻があって、その後のいろんな混乱ということがありましたけれども、その再発を回避するために小売電気事業者が需要家に対して安定・継続して kWh を供給できる、そういう事業環境を実現することが必要だということについておおむね異論がなかったというか、そういうことは大事だなよなどいうご指摘を複数いただいたと認識をしてございます。

その上で、国民生活や経済活動の基盤として特別な公共性を持つ電力という商品を扱う事業者は一定の社会的責任を果たすべき、あるいは2022年の混乱を踏まえ一定の規律を小売事業者に求めるることは理解できるといった、小売電気事業者さんの責任・役割と規律の在り方について言及するご意見がございました。

一方で、われわれが提案させていただいている案が最適な手段であるかどうか、他の選択肢との比較検討をすべき、あるいは電力自由化の趣旨を踏まえて事業者間の競争環境をゆがめない制度設計が重要、市場連動メニューなど多様なビジネスモデルへの影響を踏ま

え強行すべきではないといったご意見も頂戴をしたところでございます。

本日は、まず最初に 2022 年の冬において多数、小売事業者さんの撤退がございましたけれども、退出した小売事業者さんがどのような調達行動を取っていたかということについて分析をしてみたので、ご紹介をさせていただこうと思います。

その上で、意見募集で頂いた提案、ご意見をご紹介させていただきながら、メリット・デメリットを整理しながら、事務局案との比較もしつつご議論を深めていただきたいと思ってございます。

まず最初、4 スライド目をご覧ください。2022 年頃に小売事業者さんの撤退があったということを申し上げましたけれども、そこで退出された方の調達傾向と全体の調達傾向を比較してみたというものですございます。下の表がその結果でございます。

全体がこれは 2020 年度に提出されました供給計画から、その供給計画に記載されていました 2021 年度と 2023 年度の調達先がどれくらい確保しているかという割合を見たものでございます。

小売電気事業者さん全体で見ますと、1 年後、2021 年度の調達について 1 割を確保できていない割合が約 4 割の方がいます。3 年後の調達については、1 割を確保できていない事業者さんの割合が約 5 割いらっしゃるということでございます。

それと比較して、退出された小売事業者さん、大体五十数社分のサンプルがわれわれの手元にございましたので、そこから抽出してございますけれども、1 年後の調達について 1 割を確保できていない割合が約 7 割、3 年後の調達については 1 割を確保できていない割合が約 8 割ということでございました。

従いまして、退出された小売事業者さん全体に比べますと、事前に調達先が確定していない、確保していないという割合が、事前に確保している割合が少なかったという傾向が見て取れるかと思います。

当然これ販売をどうしたかとか、そういったところもさらに深堀って分析する必要、した上で因果関係を論じるべきだと思いますけれども、取りあえず調達だけ見るとこのような傾向があったということでございますので、参考情報として提供させていただきたいと思います。

その上で、7 スライド目でございます。事務局案以外の選択肢はないのかというご意見を頂いてございましたので、意見募集で頂いた提案、あるいはこういうことも考え得るのではないかということを比較したものでございます。

まず事務局案でございますけれども、安定・継続した  $kWh$  の供給のために、小売事業者さまに対してスポット市場以外からの電力調達を一定割合求めることとしてございます。この措置によりまして 2 つ効果が大きくあるかなと思ってございます。

再び市場価格の高騰が発生した場合でも、需要家が支払う電気料金の過度な高騰ですか、小売電気事業者さんご自身の経営の不安定化を一定程度回避することができる。発電事業者さんにとっては、小売電気事業者さんとの契約に基づき予見性を持ってあらかじめ

電源の整備と燃料の確保が促される。そういう効果が期待されるかと思ってございます。

そうすることによりまして、市場の変動ですか需給の安定化の寄与にもつながるので、小売電気事業者、発電事業者、需要家含めたシステム全体としてメリットを有するということではないかと考えて、提案をさせていただいているものでございます。

意見募集の中で事務局案への対案といたしまして、容量市場を改変をして燃料調達に必要な費用を確保する制度の創設というものについてご提案を頂きました。この提案ですけれども、広域機関が燃料調達に必要な費用を小売事業者さんから徴収して、発電事業者に支払うと。発電事業者はそうすることによって確実性・予見性を持つことができるので、安定した  $kWh$  の供給につながるという考え方でご提案いただいたものだと推察をしてございます。

この提案を前提にしますと、燃料費の全てを小売電気事業者さんでお支払いいただく形になりますので、小売電気事業者さんは広域機関を通じて一定の  $kWh$  の提供というか、配分を受けるということになるのかなと推測をしてございます。この推測の部分はここまで書かれているわけではないんですけども、論理的な帰結としてはこうなるのではないかと事務局で考えたということでございます。

こちらの提案ですけれども、われわれ事務局の案と比べますと、発電事業者さんの回収の確実性とか予見性というのは、さらに高くなるという効果があるのだろうと考えてございます。

一方で、先ほど申し上げたとおり  $kWh$  の取引という意味では広域機関から配分されるということになりますので、事業者間で取引するということが減るのではないかと思ってございます。それは、ひいては創意工夫が起きにくくなるという点ですとか、今の電力取引の実態からは乖離（かいり）が大きいのではないかという点が懸念点ではないかと考えてございます。

多様な取引環境を維持する、あるいは現在の電力取引実態に依拠しているという点で、事務局案のほうがより実態に即していると考えられるのではないかと、われわれとしては考えてございます。

なお、先ほど議題の中でございましたけれども、容量市場についての必要な見直しそれ自身は別途しっかりと検討していかなければいけないと考えてございますので、それはそれで進めてまいりたいと思ってございます。

それからまた、小売事業者さんのスポット市場への依存が問題なのであれば、それを低減させるような目的で卸電力市場の在り方を見直すという選択肢も考え得るかなと思ってございます。

一方で、経済合理性ですか効率的な資源配分を制度的に追求しているスポット市場に、やや人為的に魅力を下げるようなことをするというのは、合理性とか効率性を損なうような懸念があるのでないかなと思ってございます。

こういう必要な市場の活性化はやりながら、小売事業者さんの負担に配慮した上でス

ット市場以外からの一定の調達確保を求めるという事務局案のほうが、これまでの議論の経過といいますか、システム改革以来積み上げてきた流れとは整合しているのではないかと、そういった流れに沿うものではないかと考えてございます。

それから、8スライド目でございます。こちらでは実需給の3年度前と1年度前のkWh確保という論点についてでございます。こちらはワーキングのほうで3年度前の量的な供給力確保義務につきましては、燃料調達を海外に依存している現状を踏まえると、その調達を円滑にし、エネルギーセキュリティーの向上に寄与するのではないかというご意見も頂いてございますけれども、意見募集の中では小売事業者に求める量的確保の時期は1年度前のみで十分ではないかといったご意見も頂いてございます。

これは発電事業者さんに予見性を持たせるという先ほど申し上げた効果、こちらを強めて電源の整備や燃料の確保を強く促そうとすれば、なるべく実需給から遠い時点での確保が望ましいということかなと思いますけれども、一方で小売電気事業者さんに過度な負担にならないようにするためには、実需給からあまり遠い時点の確保は慎重になることが望ましいということかと思ってございます。

今の事務局の提案は両者のバランスに配慮をいたしまして、容量市場が実需給年度の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとして、実需給年度の3年度前と1年度前という確保を求ることにしてございます。

ご意見いただいたような1年度前だけの確保ということにしますと、小売電気事業者さんの負担には相当配慮する形になろうかと思いますけれども、一方で発電事業者さんの予見可能性、予見性確保という効果が今度は弱くなり過ぎて、安定的なkWhの供給ということにつながらないという懸念もあるかと思ってございます。

この点、過去にあるべき卸電力市場、需給調整市場および需給運用の実現に向けた実務検討作業部会というのを資源エネルギー庁のほうで開催してございました。こちらの取りまとめ、2023年の4月に出されたものでございますけれども、その中にこちらに記載しているような、燃料長期契約におけるリスクヘッジの観点から、燃料長期契約の交渉スパンを踏まえると、発電事業者にとっては小売電気事業者と3年先以降から15年、20年程度の電力長期相対取引を締結することが望ましいというくだりがございます。

こういう整理、この報告書の整理も踏まえますと、発電事業者に予見性を持たせる効果を適切に發揮させようとすると、実需給3年度前の確保というのが望ましいのではないかとわれわれとしては考えてございます。

続きまして、11スライド目でございます。電力先物を義務の手法とするかどうかという論点でございます。こちらも意見募集の中で、電力先物取引契約を義務確保の手法として認めてほしいというご意見が複数寄せられてございます。

先物それ自身は現物の調達を伴わない金融商品でございまして、それ自体を供給力として評価するというのは難しいと思ってございます。これまで供給計画の中でも先物取引は供給力としては計上してございません。

他方で、電力先物を現物取引と組み合わせることによりまして、価格を安定させた上で電力供給が可能になるという面もございます。実際、小売事業者さんの中には実需給断面において電力先物と現物取引を組み合わせて運用しているというケースもあると承知をしてございます。

事務局案は安定・継続した kWh の供給という目的から、小売電気事業者による現物での調達を想定してございますけれども、こうした電力先物と現物取引を組み合わせたケースでは、需要家に安定した価格で電力を供給するという面で、目指そうとしているゴールについて一定の効果があるということだろうと思ってございまして、現物での調達を原則としつつ、義務の履行に当たって電力先物をどのように活用し得るのか、実務的な執行可能性などの論点ですとか、先物の実態をもう少しそく整理した上で、引き続き議論をさせていただくことにしてはどうかと思ってございます。

続きまして、15 スライド目に行きます。市場連動メニューなど多様な料金メニューとの関係という論点でございます。意見募集の中で、市場連動メニューで販売する電力量については義務の対象外とすべきという意見が複数寄せられてございます。また、前回のこちらのワーキングの中でも、市場連動メニューなど、小売電気事業者さんへの影響を考慮すべきという意見も頂いてございます。

この点について、事業者さんの判断で義務の範囲が変わってしまうというのは、恣意性があつて妥当ではないのだろうと思ってございます。また、再び市場価格の大幅な変動が起きた際に、スポット市場に過度に依存した調達構造の小売事業者さんというのは、やはり需要家に提供する料金の高騰ですとか、経営の不安定性に直面するというリスクがそれなりに高いと思いますので、需要家を巻き込んだ混乱のまた引き金になるというリスクが否定できないと思ってございます。このため、事務局案では全ての小売電気事業者さんに一定割合スポット市場に頼らない電力を調達することを求めているところでございます。

一方で、市場連動メニューを含めて小売電気事業者さんの創意工夫から生まれた多様な料金メニューが尊重され、小売事業者に過大な負担が生じることを回避するということは必要だろうということで、これはこれまでのワーキングにおいて事務局の提案に当たってその必要性も併せてお示ししてきているところでございます。

今の事務局の提案ですと、販売電力量が 5 億 kWh 以上というところで線引きをさせていただきまして、それ以上の事業者さんには 3 年度前に想定需要の 5 割、1 年度前に想定需要の 7 割の確保を求めているというところでございます。

この規模の小売電気事業者さん、現状でもスポット市場とそれ以外の多様な電源調達を組み合わせながら市場連動メニューを含めた多様な料金を設けておられますので、引き続き今回の事務局提案を踏まえた上でも、多様な料金メニューを工夫する余地はあると考えられるのではないかと思っています。

一方で、販売電力量が 5 億 kWh を下回る小規模な事業者さんには一定の配慮が必要と

いう、これまで委員会の中で、このワーキングの中で頂いたご指摘に応えるため、今の提案は運用開始から一定期間、3年度前に想定需要の2.5割、1年度前に想定需要の5割ということで、大規模な事業者さんの半分ということで、それを軽減案として提案をさせていただいているところでございますけれども、現状これは意見募集でもございましたけれども、やはり信用力の課題などもあって相対取引ができないというようなことで、調達手段が結局限られているという状況にあるというお声もございました。

従って、今後、中長期市場の状況を見極めながら、料金メニュー設定への影響を慎重に判断した上で義務水準を設定する必要があるのかなと思ってございます。すなわち、この5億kWhを下回る小規模事業者さんにつきましては、改めて調達と販売の事態を検証した上で、どのような水準の義務とすることが過大な負担にならないということか、なるかということについて、引き続き検討してはどうかと思ってございます。資料5の説明につきましては以上でございます。

#### (4) 中長期取引市場の整備に向けた検討について（検討事項6）

##### ○小柳電力産業・市場室長

引き続き、資料6につきまして電力産業・市場室からご説明をさせていただきます。

資料6、中長期取引市場の整備に向けた検討についてでございます。2ページをご覧いただきまして、前回のワーキングでは中長期取引市場には市場開設から当分の間は一定規模の供出を求めるといふことで、その対象となる事業者について前回議論いただいたわけですけれども、本日はその供出量のほうの基本的な考え方について議論いただきたいということでございます。

あとは、これまでに議論いただいたて整理いただいた基本的な方向性とか、今後詳細検討していくべき論点についてまとめていきますので、こういったことをお示しをしたいと思ってございます。

3ページに行っていただきまして、前回のワーキングでは少なくとも市場開設から当分の間は、市場への供出を求められる一定規模以上の発電事業者の基準として、500万kW以上の最大出力を有する事業者というような形で議論いただいたということでございます。

こういった方々に具体的な供出量、供出を求めていくわけですけれども、その供出量を決めるに当たっては、広く参考可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資する流動性があることであるとか、小規模な小売電気事業者にとって必要な供給力へのアクセスが担保できるということであるとか、一方で発電事業者の方々の自由度を確保すること、こういったことにも留意しながら量を決めていかなければいけないね、という議論をしていただいたということでございます。

4ページに行っていただきまして、こういった留意事項を勘案しますと、今、販売電力量が5億kWhを下回るような小規模な小売事業者の方々の需要規模が大体250億kWh

ということですので、少なくとも市場開設から当分の間は販売電力量の 10%程度、800 億 kWh 程度ですけれども、こういった量について対象事業者の方々から供出を求めるとしてはどうかと考えてございます。

もちろん対象事業者の方々がそれ以上の量を売り入札を出すということは妨げられるものではありませんし、対象事業者以外の方々が売り入札を行うということも認められるという前提でございます。

2つ目のパラグラフですけれども、こういった量について発電の対象となる事業者の方々にどういった形で按分をするのかといった具体的な按分方法であるとか、その量をどういう形で供出をしていただくかとか、あるいは按分する時に電源種によって供出の取り扱いに差異を設けるか否かといったことについては、今後詳細検討していくこととしたいたいなと思ってございます。

こうした詳細検討を行う際には、買い手となる小売事業者が小さな事業者だけではないということでもあると思いますので、市場を活性化するための方策を併せて考えるということもしたいなと思いますし、市場開設後の状況次第では供出を求める量の見直しを含めて対応を行っていくということが前提になるのかなと思ってございます。

続いて、5ページに行っていただきまして、現行のベースロード市場においても一定規模以上の発電事業者の方々に対して一定量の供出を求めているというわけですけれども、ベースロード市場の場合にはベースロード電源のアクセスというような目的で設置されていることもあるって、旧一般電気事業者の方々と新電力の方々が相対取引で契約した場合には、一定の条件を満たしている場合には適格相対契約という形で市場供出量から控除する仕組みが導入されているわけですけれども、この中長期取引市場については電力価格指標の形成をしていくといったようなことが目的として設置していますので、相対取引とは独立して流動性が確保されていることが求められるということだと思いますし、小売電気事業者の方々がなかなか相対で取っていくのは難しい方々にとっても、ここでアクセスできるといったようなことも重要だと思っておりますので、中長期取引市場における供出量の算定に当たってはベースロード市場のような適格相対契約といったような形はしないと、控除することはしないということを前提に検討してみてはどうかということをここでは書いてございます。

6ページ以降ですけれども、これまでに議論いただいた整理をいたしましたさまざまな論点について、このワーキングの中で整理いただいた基本的な方向性と、今後詳細検討が必要な論点について整理をしてございます。

例えば中長期取引市場の意義であるとか、中長期取引市場で取り扱う価値・価格はどんなものかとか、市場監視の基本的な考え方と、こういったことについて、このワーキングで整理いただいた基本的な方向性と、今後検討が必要な論点をまとめております。ここでは中身の詳細については割愛をさせていただきます。

今後ですけれども、このワーキングで決めていただいた基本的な方向性の範囲に沿って

必要な論点、残された論点について詳細な制度設計を進めていきたいと考えてございます。事務局からは以上になります。

○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは、小売電気事業者の量的供給力確保、それからもう1つが中長期市場の問題、これについてご意見、ご質問のある方にご発言願います。同じです。チャットで発言希望をこちらにお知らせください。どなたかいらっしゃいますでしょうかね。ありがとうございます。高橋委員、最初にご発言いただきまして。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

はい、高橋です。資料6については基本的に特段の意見はございません。このような形でお進めいただければありがたいと思います。

資料の5について、15ページですけれども、義務水準についてこれから丁寧にご検討いただくという方向はありがたいと思っています。その一方で、小規模の事業者は市場参加についてノウハウもないし、体制も十分ではないということだと思います。この点、促進、参加しやすい環境整備のほうも強調していただいたほうがいいのかなと前々から申し上げておりまして、そういう視点も入れていただけるとありがたいと思っています。

例えば、共同化の促進であるとか、市場のリスク計算についての専門家については、共同化したところに雇用費用を補助するとか、安心して参加できるという体制をいわゆる義務と同時に、要するに促進策を作っていくという視点もぜひ入れていただけると円滑に進むのではないかなと思いました。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

はい、発言します。前回と繰り返しになって申し訳ないのですけれども、私は別のやり方を考えるべきだと思います。それで、今回別のやり方を具体的に示していただいて、それよりは事務局案のほうが優れていることをご説明いただいたのですが、私は正直ちょっとびんときません。

具体的に挙げた代案に比べて自分たちの案のほうが優れているという説明にびんとこないというよりは、具体的な代案が私はびんときませんでした。

容量市場を使って同じ目的を達成できないのか。容量市場の価格の負担を使って達成できないのかということを言ってきたのですが、代案として出てきていないので、私はこういうことがあり得るのではないかという案を具体的に申し上げます。

例えば今問題になっている東京電力管内で供給力が足りないのではないか。従って追加的にある種の調達をいろんな形を使ってしなければならないのではないか。類似例は今までもあったし、これからもこういうことは原理的にはあり得ると思います。

4年前の容量市場のメインオークションの時点で需要曲線を描き、それで追加オークションも規定されることにはなると思うのですけれども、4年前の時点で想定されないような何かが起こって、それで容量市場の枠外で追加調達をすることになった時の費用負担をこれとリンクさせることはできないのかを、ぜひ考えていただきたい。

具体的に言うと、追加的に調達すれば、当然コストがかかる。このコストを託送料金などで回収するよりも、第一義的には容量市場で調達しておけばよかったと考えれば、容量市場の単価をそのコストの分だけ上乗せする格好で対応する。

その時に、3年前の市場で、事務局案で出されている目安を達成している事業者についてはそれを免除して、そうでない事業者、スポットへの依存度の高い事業者は、その付加的な容量市場の単価で払ってもらうことをする。

なぜこんなことを言っているのかというと、容量市場の4年前のメインオークションで出されたものは、3年前の相対契約を結ぶ段階ではメインオークションでこれだけ調達され、さらに追加オークションでこういう予定であることを織り込んだ上で、当然価格水準が決まることがあります。

しかし、その3年前の契約が終わった後で予定になかった調達があれば、調達があった時となかった時を比べれば、ウィズとウィズアウトを比べれば、実際に安定供給のために調達することがあったとすると、その分だけそれがなかった時に比べてスポットの価格は抑えられるはずです。

そうすると、スポットへの依存度の高いところは、それによって利益を得られる。事業者が得られることもあるかもしれないけれども、最終的には消費者、そのような事業者、市場価格連動で売っている事業者の顧客に利益があると思います。

そうすると、そのような追加調達を想定しないで3年前の契約が結ばれているとするならば、そもそも価格の水準には織り込まれていないし、スパイクが起きるリスクを回避できるメリットがあって、3年前でちゃんと調達している事業者はその追加調達の恩恵は相対的に小さく、そうでないスポットに依存している事業者はその追加調達による恩恵が大きくなることが論理的出てくると思います。ある意味でフリーライドしているという言い方もできるので、それを受益者負担という格好で負担してもらう。

もう一回言いますが、今言ったのは一つの例ですが、メインオークションの後で出てきたいろんな事態での追加調達のコストは容量市場の単価に反映させ、ここで義務と呼んでいるものを満たしている事業者についてはそれを減免する。減免の仕方はいろいろ工夫の仕方があると思います。

そういう格好にしてやれば、中長期で調達した事業者は一定のメリットが得されることになる。そうでない、スポットに依存している事業者は追加の負担にはなるけれども、そ

の追加の負担の部分はスポット価格がその分だけ相対的に、平均的に安くなる効果に対応したものだと考えれば、公正な負担だと思います。

こういう格好で、ある種フリーライドの可能性があるものを特定化して容量市場の価格で調整し、それでその減免した分だけ例えば託送料金で回収する格好にすれば、ある意味、中長期で契約をして電力を調達するインセンティブを高めるし、実際にそのようなコストを払ってでもそのような調達はしたくない事業者のビジネスモデルは、ちゃんと必要なコストを負担した上で革新的なビジネスモデルを維持するということなので、自由度を阻害しないと思います。

このようなやり方をすれば、供給力確保の基軸は容量市場だという今までの改革の流れや、今までのエネ庁の説明と大きく乖離しないで一貫していることになるし、そこにちゃんと  $kWh$  という発想もリンクさせる、長期の契約もリンクさせることになるので、今までの流れからすればより自然なものだと思います。

さらに、前回言いましたが、非常に望ましいと思われるビジネスモデルを根本的に破壊するのではなく、そのようなビジネスモデルはある意味で本当にフリーライドしている部分のコストを負担してでもやる価値のあるものなら発展するという格好でその余地を残す、ある意味で中立的なやり方になると思います。

しつこいようですが、今のやり方をもしやったとすると、本当にそういうビジネスモデルを破壊するのではないかということをとても懸念していますし、規模の小さなところは少し義務を小さくするというようなやり方では、その破壊するという効果を少しほぼえられるかもしれないのだけれども、根本的には変わらないと思います。

それは規模の大小の話ではないし、そのような望ましい事業者は大きくなるインセンティブを損ねる効果だって持ちかねないし、今提案されている量であったとしても十分破壊的だと思います。

このようなものに比べても事務局案のほうが優れていることを各委員も自覚した上で、今の事務局案を支持すべきではないか。

私はこちらのほうがより合理的で、なおかつ、それだとこの後それでは足りないことが明らかになれば、修正もかなりの程度、このラインを外さないで可能だと思っています。以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、次は大橋委員、どうぞ。

#### ○大橋委員

はい。まず、2点あるんですが、1点目は資料の5の7ページ目ですけれども、事務局案以外の選択肢について、検討を深めていただき、議論の進め方としてはいいと思います。

最後のポツについてなんですかとも、卸取引市場の魅力を人為的に下げるというふう

な介入を行うというふうな書き方をされているんですが、これは必ずしも事実なのかどうかというのは精査していただくのがいいのかなと思います。

現状、卸取引市場というのが本当に自由な取引市場になっているかというところ。例えばですけれども太陽光を一送が買い取って、それを限界費用ゼロで市場に供出するみたいなルールもありますし、その他の事前規制・自主規制みたいなものもあるんだと思います。

そうしたところの適正化を図っていくことで、ある意味市場全体として供給力を確保するような仕組みというのができないのかというのは、事務局以外の選択肢としては考えられる方向性だと思います。これが1点目です。

2点目は、資料の6で、販売電力量の10%というこの考え方はどこから来ているのかというところで、仮になんですかれども、万一、これは現実にはあり得ないんだと思いますが、全ての事業者が相対取引をした場合において、さらにその相対取引量に上乗せして10%市場供出するということをここでは言っているのかどうかということを確認させていただければと思います。以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次は田村委員、どうぞ。

#### ○田村委員

みずほ銀行、田村です。ご説明ありがとうございました。資料3と資料4、それぞれコメントいたします。

資料3についてですけれども、電力需要が増加し、また電源の移行期を迎える中で安定供給に必要な設備容量をどう確保していくのかというのは、国民生活ならびに産業の維持、それから発展の観点から非常に大きな論点だと思っておりますし、また、この供給をきちんと今回お示しいただいたような内容が実務として対応できるのかというところはよく踏まえた上で、十分な議論を尽くしていくことではないかと思っております。

場合によってはさまざまな措置を考えていらっしゃる中で、前回多くの委員からもご発言があったとおりでございますけれども、民間事業者ということありますので、設備の休廃止に関して非常に機微な情報であろうかと思っておりますし、地元の方々、それから雇用、そして経営と、さまざまなことを判断した中でのご決定がされてきているものだと思っております。早期の情報共有というのは非常に難しい部分があるのではないかなど思っております。

また、資料にもあるとおり容量市場でしたり、または予備電源制度といった既存の枠組み、これらを改善することで純粋に民間事業者として投資であったり維持をしていくインセンティブを醸成していくということを考えると理解しています。

そして、国民生活でしたり産業ということを考えますと、電力が足りないかもしれないということは非常に大きな問題であるということは重々分かっておるわけですから、

片方で環境政策というのも国として定められていらっしゃるわけでして、例えば非効率石炭火力のフェードアウトであったり、または小売のほうに規制されているようなものであったり、さまざまな環境的なところでのものというのはあろうかと思っております。

金融機関も事業者もですけれども、排出削減という目標をそれぞれ立てている状況ということでございます。重ねてですけれども、金融機関としてももちろん電力産業を支えていきたいということはあるわけですけれども、それぞれ事業者さま、金融機関もさまざまなステークホルダーを抱える中でどう説明していくのかといった、高度化の対応ですとか、ここも考えなければいけないのではないかと思っております。本件は非常に重要な論点として、影響度も非常にあると思いますので、実務で対応できるかも含めてよく議論を重ねる必要があると思っております。

資料4についてコメントいたします。今回意見募集の中にもありましたけれども、送配電の事業報酬率、こちらに関してさまざまな目線から本当にこれが今の水準というところが妥当であるのかというはあるのではないかなと思っております。

送配電事業者の収入の源泉というのはレベニューキャップ制度ということにはなりますけれども、今、足元のインフレの影響であったり、キャッシュイン、アウトの時期のズレというのが出ておりますので、今後資金の管理というところはいろいろ考えていく必要があるということだとよく理解をしております。以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございます。次は秋元委員、どうぞ。

#### ○秋元委員

はい、秋元です。私も2つ資料をまとめてというようなコメントですけれども、ちょっと私も何度も申し上げていて申し訳ないんですけども、どうもやっぱり依然としてしつくりこないということで、松村委員の感覚と私も近いのかなと思っています。

それで、もちろん目的は非常にこれまで申し上げているように、もう完全に同意していて、この課題意識、目的、対応の目的ということは同意しているわけですけれども、本当にこのやり方でいいのか、目的に資するものになるのか、もしくは弊害のほうが大きくなりはしないかということに対して、ちょっとまだ確信を持てなくて賛成し切れないというところがございます。

恐らく今回の資料を拝見してもやっぱり2022年の時の問題意識を非常に強く持たれいるんだろうとは思いました。私もそれは非常に問題だと思うんですけども、ただ、やっぱり自由化した以上は不適切というか、そういった事業者が一定数出てくることは仕方がないで、許容せざるを得ないんだろうと思いますし、この価格の変動であるとか退出みたいな話も、海外に比べるとむしろ全然軽微なのではないかという気はしていて、そういう面で全体のメリットとデメリットを比較した時にどうなのかということが、あまりにそこ

を問題視をし過ぎることによって、それを何か手を打たなければいけないということが強過ぎると、今度別の弊害を得てしまうのではないかという気がしています。

それで、もし本当にそれが 2022 年のような状況が非常に大きく問題だということであれば、そもそも自由化が間違っていたということだと思いますし、元の状況に戻したほうが、戻せるかどうかは別として、そのほうが望ましいとは思うので、何度も申し上げていますように、何かパッチを当てるようなことが続いていくと余計に制度が複雑化し、ぐちゃぐちゃになって、費用効率的なところから外れていけばしないかという懸念をちょっとまだ持っているということです。

ちょっとジェネラルなことを最初に申し上げて、それで、その上で今回、先ほど松村委員が具体的な提案をしていただきまして、それはものすごく私としては感謝申し上げたいと思います。そういった案も含めて、もう少し別のものがないのか、よりベターなものがいるのかということに関しては、もう少し詰めていただければと思います。

今回はこれまでの意見も踏まえて他の案との対案として比較評価をしていただいたことに関しては感謝しますけれども、これだけなのかということに関しては私も思つておりますし、松村委員がご提案いただいたということは大変素晴らしいことかなと思いますので、それも含めてさらに深掘り、検討いただければと思います。

その上で、最後ですけれども、今回 1 年前の 7 割義務だけではなくて、やっぱり 3 年前の 5 割義務も必要なんだというような感じの資料になっているわけですけれども、私の理解だと、もちろん 3 年前があったほうがいいという議論も分かるわけですけれども、これはやっぱり発電側からの予見性という面でいくと、仮に 1 年であっても数が何年も繰り返しこの動きをしていくとやっぱり予見性が立ってくるわけで、そうすると長く続けることによって別に 3 年前がなくても発電の予見性は立ってきたりするわけで、容量市場なんかも 4 年前で、4 年前では不十分ではないかということでもあるわけですけれども。

ただ、繰り返し何回も同じような形で価格の予見性とか、そういうものが立ってくればそれなりの効果は出てくると思うので、本当に 3 年前がもちろんあったほうがいいという面はありますけれども、弊害との関係性ということも改めてもう少し考える必要があるのではないかということで、そういうことも含めて今回の事務局資料はご提案は頂いていますけれども、必ずしも別の問題を含めて考えると 3 年前が必要なのかという気もしました。

その上で、今回、中長期市場のところで 10% 供出ということで話がありましたけれども、そうした場合に 3 年前 5 割の制約に対してはもう全然足りないわけで、そうすると相対であれするのか、内外無差別の卸取引で調達するのか。

そのあたりがよく見えないので、今回も資料では内外無差別卸との関係性みたいなものが提示されていませんけれども、3 年前で内外無差別卸というところはやっぱりほぼ存在していないと理解しているんですけども、そこで、しかもそういうところで与信が小さい、小さい小電力なんかがやっぱり 3 年前で調達するというのは非常にハードル高いと思うので、結局なかなかどういう形でそういう新電力がビジネスを回していくのかと

いうところが難しくなるのではないかという気がしますので、10%供出というところと3年前の5割というところ、そして内外無差別卸との関係というところに關してもう少し整理をいただいて、ちゃんとワークするのかというところはもう少し確信が持てるようなご提案、資料をご提示いただければ幸いに思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は小宮山委員、どうぞ。

○小宮山委員

はい、小宮山でございます。私からは資料5の電力先物の取り扱いに関して、少しコメントさせていただきたいと思います。電力先物の取り扱いに関して、現物での調達をベースに実態整理の上で今後引き続き議論するということで特に異論はございませんけれども、少しコメントさせていただければと思います。

電力先物について事業者の取引上の創意工夫を引き出すなど、そうした役割を果たすものと認識しておりますけれども、一方で供給力確保義務の履行手段として電力先物を含めることについては、今回現物ベースということでございますけれども、こちらについては売り手として金融機関など多様な主体が想定されますので、必ずしも発電事業者が売り手として先物取引に参加するとは限らない点。

この点については今回、今後は検討の対象にはならないということで理解いたしましたけれども、一方で仮に発電事業者が先物で売り建てた場合でも、資料のとおり電力先物を現物取引と組み合わせることで価格を安定させた上で電力供給が可能になると、そういうふうに受け止めておりますけれども、基本的には先物価格はスポット市場価格を基礎として形成されておりますことを踏まえますと、この制度の趣旨である電力供給コストを適正に回収して予見性を高める、供給力の基盤を厚みを持って構築していくという環境整備につながるのかどうか、本制度の趣旨とも整合し得るのかどうか、少し電力先物の実態も踏まえて丁寧にご検討いただければと思っております。私からは以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。委員の方、よろしいですか、他。それでは、オブザーバーで、電気事業連合会、安藤オブザーバー、どうぞ。

○安藤オブザーバー

安藤でございます。精力的に制度検討を進めていただいており、感謝を申し上げます。まず資料6の中長期取引市場につきましては、これまでの議論内容を踏まえて整理いただいておりますので異論はございません。

次に、資料5の供給力確保義務についてコメントをさせていただきます。今般の制度検討

に当たりましては、供給力確保義務のタイミングと中長期市場の取引時期について整合を取る形で検討されている点、あるいは小売事業者への供給力確保義務を踏まえて、市場開設から当分の間は大規模発電事業者に市場供出義務を求めるといった点など、両者は整合を取る形で検討されておりますように、供給力確保義務と中長期取引市場は政策目的や実効性を勘案しながら一体的に検討し、制度設計することが重要であると考えております。この点、今回、供給力確保義務の論点として提示いただきました3年度前の供給力確保義務や、電力先物の扱いといった論点の検討に当たりましても、中長期市場の意義として掲げられております小売事業者による中長期での供給力の安定的な調達、そして発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見性の向上といったことに真につながるかどうか、そういうことを軸に議論、検討いただきますようお願いいたします。

最後に、資料5の15ページですが、小売事業者の規模に応じて義務強度を緩和するという案についてコメントをさせていただきます。以前にもこの場で発言させていただきましたが、今回の検討は市場環境が厳しい局面におきまして小売事業者の退出などが相次ぎ、お客さまが意図されない契約の解除など、お客さまにご負担や混乱が生じた点があることを背景に検討がなされていると考えております。この点を踏まえますと、お客さまを保護する観点を重視した検討が必要と考えております。私から以上でございます。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは、次はENEOS Power、香月オブザーバーですね。どうぞご発言ください。

#### ○香月オブザーバー

はい、ご説明ありがとうございました。私からは資料5と6についてコメント申し上げたいと思います。まず資料5ですが、これまでのワーキングでの議論や事業者からの意見募集の結果等を踏まえましていろいろと検討を行っていただき、まずは感謝申し上げたいと思います。

11ページに記載のあるような電力先物についての活用可能性の検討や、15ページにあるような事業者の創意工夫による多様な料金メニューの尊重など、小売電気事業者の供給力確保における一定程度の自由度を維持する方向を提示されたものと理解いたしました。

その上で、15ページの5番目のポツについて1点意見を申し上げます。第4回のワーキングでも申し上げましたが、量的な供給力確保が小売電気事業者の責務と整理する以上は、事業者が小規模か否かは問わず、その責務を等しく果たすことが大原則と理解しております。

また、小規模事業者への配慮についても一定程度は理解いたしますが、小規模であるがゆえに創意工夫を機敏に実行できるような活力のある事業者も多く存在するかと存じます。このため、例えばこうした事業者が創意工夫できるような事業基盤を準備することで、義

務水準を大規模事業者と可能な限り早期に同じにすることも可能ではないかと思います。

その意味では、事務局からご提案のあった転売や先物の活用を認めるなどの方向は小規模事業者にとっても大いに役立つものと考えますし、このようなことを検討することで、創意工夫に富んだ活力ある事業者を後押しするような制度設計をお願いしたいと思います。

次に資料6ですが、小売事業者の立場から1点意見を申し上げます。4ページの3つ目のポツに記載がございますが、市場からkWhを調達する際、電源種が指定できるかどうかは、やはりカーボンニュートラルを目指す社会的要請がある限り、大きな関心事になるかと存じます。

現時点では非化石価値については取り扱わず、GX-ETSの取り扱いは今後検討とされているのみなので、今後の詳細検討を期待しておりますが、小売事業者としては需要家との関係においてカーボンインテンシティーが非常に重要な要素となることから、電源種の詳細が特定されないまでも、予想がつくような入札方法を採用していただけるように検討いただければありがたいと思います。私からは以上です。

#### ○山内座長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうかね、以上のことです。それでは、いろいろご意見が出ましたので、事務局からご回答あるいはコメントをいただければと。よろしくお願ひします。

#### ○添田電力基盤整備課長

はい、ありがとうございます。資料5について、では、添田からコメントをいたします。まず高橋委員から、小規模の事業者さんの体制、ノウハウというか、そのあたりが十分ではないので、しっかり調達がしやすくなるような環境整備ということで、これまで何度も何度かコメントを頂いておりまして、そのこと自身は認識をわれわれもしております。

小規模の方の場合、発電事業者さんから直接買うという形ではなくて、1回大きな小売電気事業者さんが買ったものをセカンダリーで卸してもらうというような形態もあるやに認識をしてございます。そういう形で、ある種連携した調達みたいなことは十分想定されると思いますので、そういうことが可能になるというか、やりやすくなるような形というのは当然考えていく必要があるんだろうと思ってございます。

それから、あとは松村委員と秋元委員から他の選択肢ということで、松村委員からは特に具体的なご提案も頂きましたので、正確な理解をさせていただくために個別にまた中身をお伺いしたいと思いますけれども、いずれにしても頂いた点も踏まえて比較検討をさせていただきたいと思ってございます。

それから、大橋委員からは卸市場の本当に自由かというところで、再エネの限界費用の扱いですか、そういった点の適正化というか、検証みたいなことが必要ではないかというご指摘も頂きましたので、その点も改めて見ておきたいというか、検証したいと思って

ございます。

それから、あと、先物についても幾つかコメントを頂きまして、実需給との関係ですか、政策目的を果たして果たすのかという観点でのコメントと、一方で小規模な方々の義務履行との関係では認めるというのは有効なのではないかといったご意見いただいたと認識をしてございます。

電力先物もご指摘があったように金融機関が出すというか、必ずしも電力の実際の取引とリンクしない、本当の金融商品みたいなものもあると理解をしてございますので、あまりそういうことがこの目的には資さないだろうと思ってございます。

そういう観点で現物の取引との関係ですか、あと、スポット価格を基礎としていることが本当にそれでいいのかというご意見も頂きましたので、そのあたりを少しあれわれのほうでも実態をよく確認をさせていただいて、今回のやろうとしている施策との目的との関連性というか、適切なのかということをちょっと整理をしてまたお示しさせていただきたいと思ってございます。

それから、あと、小規模な事業者さんへの義務の在り方というところで幾つかコメントいただきました。これはご意見いただいたということで承って、今後の議論にどう反映するか考えさせていただきたいと思います。以上でございます。

#### ○小柳電力産業・市場室長

引き続きまして、資料6についてのご指摘についての事務局回答をさせていただきます。ご意見いただきましてありがとうございました。

大橋先生のご指摘がちょっと聞き取りにくいところがあったので、私の理解が間違っていたら申し訳ないんですけども、相対で全て売り切れてしまった場合には供出できないのではないかといったようなご指摘だったのかなと理解をしましたが、まず相対で売り切れるという前提があるかどうかは実態を見てみないと分かりませんけれども、ここでは相対の量にかかわらず、まず市場のほうに 10%程度出していただけないかということで書いてございました。

秋元先生から頂いた 10%だと 3年前 5割との関係で足りないのではというようなご指摘については、この市場だけではなくて相対取引での調達も行われるものと認識をしていますし、内外無差別卸の中でも 3年といった長期商品は出てきているものとも理解をしています。

一方で、先生ご指摘のとおり小規模事業者が相対で調達することは難しいという面もあると思いますので、ここでは小規模な小売事業者の供給量 250 億というのを上回る数字で 10%という数字を提示したということでございました。内外無差別の卸売りがどういった実績になっているかどうかというのは、ちょっと確認をしてみたいなと思います。

香月オブザーバーから頂いた電源特定というか再エネのような話については、具体的な商品設計をする中でどこまでできるか考えてみたいなと思っております。以上です。

### 3. 閉会

○山内座長

はい、ありがとうございました。資料5、6についてはいろいろご意見いただきました。それでは、先ほど事務局から課長からのコメントもありましたように、ご議論を踏まえて引き続き具体的にご議論いただくことでよろしいかと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事は以上で終了ということになりました。3時間にわたって活発にご議論いただきましてありがとうございました。これをもちまして第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ、これを閉会といたします。どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。